

# 第八十七回 参議院大蔵委員会會議録第四号

昭和五十四年二月二十二日(木曜日)  
午前十時六分開会

委員の異動

二月二十二日

辞任

上田 哲君

補欠選任

勝又 武二君

出席者は左のとおり。

委員長

坂野 重信君

理事

梶木 又三君

委員

藤田 正明君

和田 静夫君

矢追 秀彦君

中村 利次君

浅野 弘君

岩動 道行君

糸山英太郎君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

戸塚 進也君

藤井 裕久君

細川 護熙君

勝又 武二君

竹田 四郎君

鈴木 一弘君

佐藤 昭夫君

市川 房枝君

政府委員

防衛施設庁施設部長

多田 欣二君

大蔵政務次官  
大蔵大臣官房審議官  
大蔵省主計局次長  
大蔵省主税局長  
大蔵省関税局長  
大蔵省国際金融局長  
国税庁間税部長  
運輸省航空局次長

中村 太郎君  
福田 幸弘君  
加藤 隆司君  
高橋 元君  
副島 有年君  
宮崎 知雄君  
矢島錦一郎君  
永井 浩君

事務局側

常任委員会専門員  
伊藤 保君

説明員

外務省経済局国際機関第一課長 池田 勉彦君  
通商産業省通商政策局国際課長 宇田川 治宣君  
通商産業省基礎産業局非鉄金属課長 原 雄介君  
通商産業省機械情報産業局電子機器電機課長 小林 久雄君  
資源エネルギー庁長官官房総務課長 柴田 益男君  
資源エネルギー庁長官官房総務課長 福原 元一君  
資源エネルギー庁石油部計画課長 箕輪 哲君  
日本電信電話公社総務理事 長田 武彦君

本日の会議に付した案件  
○関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣)

提出、衆議院送付)  
○航空燃料税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。  
関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空燃料税法の一部を改正する法律案を便宜一括議題といたします。

○委員(池田勉彦君) 冒頭に先生御指摘のとおり、ボンのサミットの政治的意思といたしまして、昨年じゅうに決着するという線が折ら出されたわけでございます。このため、この目標を目指して各国とも本当に一生涯懸命交渉いたしました。が、実際上は時間的な制約のため遺憾ながらその目標は達成できなかったわけでございます。しかしながら、この交渉を中心的に推し進めております。日本、アメリカ、EC等でございますが、その中の日本とアメリカに関しては、少なくとも重要な部分について大筋の合意を見た。これがいわば牽引車と申しますか、あるいは後ろから押し進める力と申しますか、これを契機として早くまとまることを期待すると、かような趣旨でございます。

○竹田四郎君 東京ラウンドの問題について若干質問をしていきたくと思っております。ボンの東京ラウンドの最終決着というものは、ボンのサミットにおいても一九七八年末にはこれは最終結をすという申し合わせがあったように思っています。また、昨年の十二月十八日ですか、ジュネーブにおいて日米間で大筋の合意ができたという共同声明を公表しているわけでありまして、その共同声明の内容というのは具体的にどういふことでしょうか、これ外務省から来ていたらひとつ説明していただきたいと思っております。

○説明員(池田勉彦君) お答え申し上げます。共同声明の内容は、東京ラウンド交渉の一環をなします関税その他の品目別の日米間の交渉につきまして大筋の合意ができた。この合意が成立したことにより、東京ラウンド交渉全般の早期決着に大きな貢献がなされることを期待する、かような趣旨でございます。

○竹田四郎君 その最後の、全般の早期決着に貢献されるものと期待するという意味はどういう意味なんですか、それは。

○説明員(池田勉彦君) 冒頭に先生御指摘のとおり、ボンのサミットの政治的意思といたしまして、昨年じゅうに決着するという線が折ら出されたわけでございます。このため、この目標を目指して各国とも本当に一生涯懸命交渉いたしました。が、実際上は時間的な制約のため遺憾ながらその目標は達成できなかったわけでございます。しかしながら、この交渉を中心的に推し進めております。日本、アメリカ、EC等でございますが、その中の日本とアメリカに関しては、少なくとも重要な部分について大筋の合意を見た。これがいわば牽引車と申しますか、あるいは後ろから押し進める力と申しますか、これを契機として早くまとまることを期待すると、かような趣旨でございます。

○竹田四郎君 そうしますと、十二月十八日のジュネーブの共同声明ができたときは大きな問題はもう残っていないと、大体それで行くんだと、こういうことなんですか、大きな問題を含んでいるけれど早期決着するというのはどうも論理が合いませんけれども、大体その辺で、まあ新聞でも大筋の合意と言っているから、あとは細かい事務的な詰めという程度に、普通大筋の合意といえますと世間常識ではそういうふうには考えているんです。外務省は大筋の合意というのは後から問題がうんと出てくるということでも大筋の合意と、こういうふうには言っているんですか、どうなんですか、それは。

○説明員(池田勉彦君) やや背景から御報告いたします。この東京ラウンド交渉は大きく分けて三つの分野をカバーいたします。最初の分野が関税やその他の品目に関する交渉でございます。二番目は関税以外の貿易障壁を扱う部分でございます。この部分は国際規約をつくる、コードと呼んでお

りますが、国際規約をつくる形で交渉をいたして  
おります。三番目は、これから先の国際貿易体制  
を規律する貿易ルールをつくる、これもコード、  
国際規約の交渉の形をとっております。

昨年十二月に大筋の妥結を見ましたと申し上げ  
ました趣旨は、いま申し上げました最初の分野  
の中で、それも日本とアメリカの間のごとき  
です。たとえ、その他重要なパートナーとし  
ましてE.C.がございしますが、E.C.と日本の交渉、  
アメリカとE.C.の交渉、これはその時点では決着  
を見るに至っておりませんでした。さらにそのあ  
と二つの分野であるコードづくり、規約づくりの  
方はその段階でもまだかなり対立点が残っており  
ました。

したが、いまして、全体を締めくくりますと、日  
本とアメリカとの間の関税その他の交渉は実質的  
に妥結を見たということではあります。交渉全  
体から見ますとやはりそれはまだ今後交渉すべき  
事項が残っております。かような趣旨で大筋の合  
意と、こう申し上げた次第でございます。

○竹田四郎君 確かにそれは、十二月十八日の  
ジュネーブの共同声明を出すときには、日本とア  
メリカでは大筋の合意に達したということであり  
ますが、E.C.はこのときは出席しておりませんね。  
恐らくその共同声明に対して賛成してない。  
そういう意味ではE.C.と日本、あるいはE.C.とア  
メリカ、この関係は確かに問題があったらと思  
うんです。しかし日米間では、しかもこれは  
ボン・サミットを踏まえての上です。そうす  
ると、このときにはボン・サミットで決まったの  
は関税だけ決まれば、関税の品目別だけ七八年に  
決めればよいということではなかったと思われ  
ます。全体としてだと思われませんか。そうす  
ると、そのコードの問題、関税障壁あるいは今後  
の貿易ルールを中心とするコードの問題について  
は、これは共同声明との関連ではどうなんでしょうか、  
日米間では。

○説明員(池田通彦君) 一口にコードと申します  
が、この中にも独自の加入の手續を要するものも

ございますし、あるいはガットの締約国、総会  
でございますが、締約国間の決議等の形でなされ  
るものがございます。いずれにいたしましても、  
これらの規約はそれに参加するか、あるいはガッ  
トのメンバーである国のお互いに守り合う、  
つまり多国間の文書でございます。規約ござい  
ます。したが、いまして、各国がなるほどこれだ  
いという納得のいくところにとどまりたくまではま  
とまったことになりません。

日米間の問題といたしましては、たとえばセー  
フガードについてもございまして、さらに政府調  
達、この政府調達に関する国際規約の対象となる  
調達とか調達体の範囲とか、こういったものにつ  
きましてもまだ問題が残っております。

○竹田四郎君 そうすると、コードについては日  
米間では全然大筋の合意に達するところまでい  
てなかつた、こういうふうには、特に政府調達  
後で問題になってくるわけでありませうけれども、  
政府調達についても全然意見は合ってなかつた  
と、こういうふうな理解なんですか。それとも大  
筋、これも大体いくところ、いいところまでい  
てるんだというところまでいったんですか。どう  
なんでしょうか。

○説明員(池田通彦君) たとえば政府調達につ  
いて申し上げますと、まずコードの本体というもの  
がございまして、この中には、たとえば政府調達を  
行う際には一定のこういう手續に従わなければな  
らないとか、あるいはこういう調達手續によるこ  
とが必要であるとか等々の本則を定めておりま  
す。その後に、恐らくそのコードに参加する国  
が、たとえば日本なら日本でございしますが、その  
コードのルールを適用する対象としては自分とし  
てはこれこれこういう機関を考えるという表が恐  
らくつくことになると思われまして。現在までア  
メリカと問題になっておられますのは、ただいま申  
上げましたその後の付表の部分でございます。  
では、本体の方については全然問題はないかと  
いいますと、全然ないということも申し上げられ  
ません。若干の問題は残っております。しかし、根本

的な思想が対立しておるとか、全面的に書き直し  
してしまわなければならないとか、そのような種類  
の問題ではございません。

○竹田四郎君 その政府調達に関する付表という  
んですか、いま付表というふうにおっしゃられた  
んですけれども、それはどんなふうになっていま  
んですか、その当時まで。今日政府調達について、  
中央官庁以外についての政府調達でも、後で質問  
しますけれども、門戸を開放しろというのが大き  
な問題になっているわけでありませう。具体的にそ  
の辺はコードにおいては、この当時までは具体的に  
——今日は問題になってますからまた別でし  
うけれども、その十二月の末といいますが、十二  
月十八日当時までは日米間ではこれはどうなつ  
ていたんですか。

○説明員(池田通彦君) 先ほど申し上げましたよ  
うに、コードの本体とその付表の部分でございま  
す。付表の部分は日本がたといは何か省ならば  
何々省、何々庁なら何々庁、こういう機関の調達  
についてこのルールを適用することを約束します  
というふうになるであらうと思われまして。  
そこで、そのすなわち適用対象となる調達体の  
範囲につきましては、これは交渉で決めよう。  
交渉というのはいまややりとり、バーゲニングと  
いう意味での交渉でございます。もちろん本体の条  
文を書くところでも自分の国の意見を反映させよ  
うと、その意味では交渉でございます。しかし付  
表の部分につきましては、つまり双方で相手の提  
出、オファーと申しますが、提示したものが自分  
の提示したものと同じかどうかという点を勘案  
して交渉する、という意味で交渉でございます。そ  
の部分には十二月の段階ではまともになっておりま  
せんでした。交渉中ではございました。

○竹田四郎君 そうすると、付表について日米間  
で交渉がまともにならなければ日米間の東京ラウン  
ドについての大筋決定ということにはならないん  
ですか。その付表の部分は東京ラウンド全体の終結と  
一体のものなのか。あるいは、それは、そういう  
ものがあっても付表の部分については当事者国同

士で今後交渉をしていくということになるん  
です。その辺はどういうふうにかつては扱われて  
いるんですか。

○説明員(池田通彦君) わが国の国際貿易上に占  
める地位にかんがみまして、わが国が東京ラウン  
ドで成立いたします各種のコードにつきましては加  
盟しないということはまず考えられないのではな  
いかと思われまして。また、わが国としては加盟し  
得るようにその内容を合理的なものにするように  
強力で交渉いたしているわけでございます。  
問題は政府調達の付表の部分でございます。  
これは先ほど申し上げました意味の交渉でござい  
ますから、現在までできることはできる、できな  
いことはできない。国内的にはこういう事情があ  
る。こういう主張を一方で強力で展開いたします  
と同時に、現在置かれておりますわが国の国際経  
済の中の地位、また日米経済関係、こういうもの  
のをも同時に踏まえまして、何とか双方にとり満  
足のいく合理的な解決を見出そう、かように思  
いまして、鋭意努力いたしている次第でございます。

○竹田四郎君 鋭意努力をされているのじやなく  
て、本体の方は大話話し合いついたという感じ  
を私はいまあなたの話で受けたわけですね。問題  
はその付表について必ずしも一致をしないなかつ  
た。アメリカの主張、日本の主張というものはあ  
つた、そういうふうな理解を私はしたのですが、本  
体のコードが基本的なものが双方で大体これは一  
致しているような感じを受けるわけでありませう  
けれども、そうならば、これはあとは個々の交渉の  
問題になるわけじゃないんですか。これも、付表  
の問題も含めてそれが解決しなければ日米間の東  
京ラウンドに関する問題は、日米間だけですよ、  
これは決定できないと言っているんですか。どうな  
るか、その辺は。

○説明員(池田通彦君) 日米間の完全妥結を見る  
上では、本件政府調達適用対象の問題は重要な問  
題でございます。  
○竹田四郎君 そうすると、その付表についても  
合意がなければどうにもならないと。幾ら基本的





プしてきた、こういう問題が十二月十八日に事実上日米間の大筋の合意を見た関係で、その当時に於いてまだ合意をしていないと申しますか、残った問題が政府調達の問題であった。

したがって、それ以降日米間でこの問題の本格的な詰めが行われ出したということがこの経緯でございます。

〔委員長退席、理事梶木又三君着席〕

それから、じゃあなぜ電電の問題だけが政府調達として大きな問題になるかという点を申し上げますと、一つは、政府機関の中で電電の調達額が一番大きい。したがって、電電が入らないとなかなか日、E.C.、米国の調達範囲全体のガバレッジのバランスがとれないという問題もあると思えます。

ただ、竹田委員御指摘のように、国鉄あるいは専売のたばこの問題も潜在的にはあるわけでございますけれども、いまのところ電電にある意味で交渉の中心、交渉の観点が集まっているというふうな申し上げていいんじゃないかというふうな感じでございます。

○竹田四郎君 その辺の分析が非常に政府として足りないから私も迷うわけですね。これはアメリカの事情が一つあるから電電を中心に攻めてきたんだらうと、こういうふうには私は思いません。そういうアメリカの背景というものを一体どう考えているのか。問題としては私はこう思うんです。

何も政府調達については中央官庁だけでなく、政府機関を入れるか入れないかという問題が一つあります。それからもう一つは、政府機関の中で各々、非常に広範にわたっているわけですね。だから、全体としてアメリカの要求というのはい体幾らになるのか、こういうこともあります。それを各中央官庁なり政府機関なり、そういうところの配分をして、そうして総体として幾らになるのかという問題もあらうかと思えます。それからもう一つは、これはこうなるかどうかはそれはわからぬと言えはわからぬですけれど

も、ことしから今後にかけての日本の黒字基調というのがどれだけ改善されるか、日米の貿易収支がどう改善されるか、全体の問題も私はあると思ふんです。そういう問題というのは余り問題になってないわけですね。なっているのかもしれないけれども発表されてない。そうしてただ電電、電電と、こう言っているのが現実であるわけですね。その辺の背景がわれわれにわからないんです。われわれはほかのものも含めて全体として十五億ドルなら十五億ドル政府調達をやればいいのか、その辺のことが全然わからない。それは政府はどう考えているんですか。

○政府委員(副島有年君) 竹田委員の御指摘の中の一つの問題としては、日米間の現在の貿易のインバランス、この黒字は短期的な問題ではないかと、それに対して東京ラウンドの交渉は一九八〇年代十年間にわたる一八年間でございまして、八〇年代という長期間の枠組を規正する問題である。したがってこれは別個の問題ではないかという御指摘もあつたと思うんですが、私もその点は全く同感でございます。私もどうも現在の日本の黒字のために長期的な何と申しますか、東京ラウンドの交渉を絡ませられるという点は正しい議論ではないんじゃないかという点は、交渉のたびごとに反論をしているところでございまして。ただそこところが、米もE.C.もあるいはその他の国も、ことに日本との貿易の赤字が大きい国はなかなか納得をしていないということもまた事実でございます。

それから電電の問題は、これは正直に申し上げまして電電だけの問題ではなくて、アメリカの政府調達というものは正直に申し上げまして世界の先進国の中では一番開放体制をとっているわけですね。現状もとっておりますし、また現在、これは先ほど池田課長申し上げましたように、ちょっと交渉中の段階で内容を申し上げるのは差し控えさせていただきますけれども、アメリカがいまオファーをしておりますいわゆる調達体の範囲というのはかなり広範でございます。その上にわれわれ

が年来主張しておりましたいまのアメリカのパイアメリカンという、アメリカの国産品買付けの政府の優先法と申しますか、これの改善も政府調達体のコードが満足にいけば検討する用意があるというふうな意図も表明しておりますので、アメリカ側としてもかなり思い切った私は代償を出してきている。それに対して日本のオファーが十分たえていないということには私はアメリカ側の不満があるのではないかと。特に電電をねらい撃ちしているというわけではなくて、全体の何と申しますか政府調達の開放度、それをもうちょっと広げると。ただし、先ほど申しましたように、何と申しましても政府機関の中で調達額が一番大きいのが電電でございます。

〔理事、梶木又三君退席、委員長着席〕  
電電がまず第一にその交渉の対象になっているというところだと私は了解しております。

○竹田四郎君 これは電電公社にお聞きするのがいいの、あるいはどこにお聞きするのがいいのかわからぬですけれども、アメリカは電電公社がどれだけ門戸を開放すればいいというふうな言っているんですか。どうも私も、新聞情報しかありませんけれども、恐らくドルに直すと、六千億ドルといえますと大体三十億ドルくらい、米貨に換算すると大体そのくらいになるわけですね。まあそのうちの大体、新聞情報によりまして十億ドル、最近はどうも日本が弱腰になってきたから十五億ドルというふうな線も出てきているわけですが、どの範囲というその範囲が実にかからない。これが私は次の問題に關連してくるわけですね。どうもこの辺の範囲がよくわからない。これは電電公社は大体どのくらい開放をしろとアメリカは要求をしているというふうな考えているんですか、どうなんでしょうか。

○説明員(池田進彦君) まず先生御指摘のように、この問題は市場開放の問題でございます。つまり公平な競争機会を供与するという問題でございます。最終的には確かに全体としてのバランスということになるのでございますが、いままさに

その点をめぐりましてアメリカと交渉をいたしております。現在のところ、アメリカは金額で幾ら幾らと、かようなことは申しております。あくまでも制度として外国の供給者にも公平な競争の機会が与えられるように直してはほしい。これに對しまして私どもは、電電公社の調達品の特殊な性格その他もろの理由を挙げまして説得に努めておると、これが現在の状態でございます。

○竹田四郎君 ちょっとその次へ移ってまたもとへ戻るかもしれませんが、電電公社の扱っている技術というのは私は世界でもかなり高い技術だと、こういうふうな思いをします。まあ、アメリカも軍需産業を中心として、特にLSIあるいは超LSIの研究というふうなものはかなり進んでいるだらうと、こういうふうな思いをします。しかし、アメリカにおけるLSIを中心とするこうしたシリコン産業といいますが、半導体産業といいますが、こういうものあり方というのは日本よりかなり違っているだらうと、こういうふうに思っていますけれども、そういう面での技術的な日米の技術水準というものは一体どんなふうにあるのか、あるいはこういうものの企業のあり方というのは日米でどんなに違うのか、それからその生産というものが一体、シェアですね、シェアとしては現在どんなふうな状況になっているのか、これ通産省ですかどこですか、おわかりになるところ、ひとつ。

○説明員(小林久雄君) 超LSI、LSI—集積回路と一般に呼ばれているわけでございますが、この分野につきましてはアメリカがこの技術を長年リードしてきているわけでございますが、最近におきましては日本の技術も進みまして、ほぼ同水準にきているんじゃないかというふうな考えておるところでございますが、まだ若干輸出入バランス等を見ますと差があるというふうな考えております。

一九七八年の一月から十一月までの数字でございますが、日本の集積回路の生産額は二千五百四十億でございます。それに対して輸出が四百五十七億、輸入が五百五十七億でございます。

アメリカとの輸出入バランスで見えてまいりますと、同じ期間でございますが、アメリカへは約百五十一億円の輸出がございました。ところがそれに対してアメリカからは三百六十七億円の輸入があるわけでございます。

超LSIにつきましてはこれからの技術分野でございます。アメリカを初めわが国でも熱心に研究開発が行われておるところでございます。先般IBMが新しいコンピュータを発表いたしました。それに一般に超LSIのはしりといわれております六十四キロビット・メモリーというものを装着するというのを発表しているわけでございます。これは近々それをつけたコンピュータが市販されるわけでございますが、日本におきましては若干おくれざるを得ないのではないかというのが現状でございます。

それから、さらにIBMにおきましては、先般やはり二百五十六キロビットのメモリーの開発のめどがついたというのを発表しておりますが、日本ではまだその段階には至っていない、こういう現状でございます。通産省といたしまして、超LSIの開発が非常に重要な問題という認識のもとに、昭和五十一年から補助金をいたしまして民間に交付して鋭意研究開発を進めさせているところでございます。

○竹田四郎君 超LSIの研究体制ですね、研究体制から見ますと日本とアメリカとどっちが、これは将来の問題になりますね、優劣はどうなんでしょうか。

○説明員(小林久雄君) アメリカの場合はIBMという大きなコンピュータ会社がございます。このコンピュータ会社はいわゆるガリバー型の会社というふうにいわれておまして、年間十一億ドルという巨額な研究開発投資をしているというふうにいわれておるわけでございます。そのほかにも超LSIの開発をしている会社もございませぬけれども、非常に大きな投資をして積極的な開発をしているというところでございます。日本では、これもコンピュータ会社が中心に

なりまして、現在は先ほど申し上げましたように政府の補助金を受けておまして、コンピュータのメーカー五社でございますが、共同でいま基礎的な研究を熱心に進めているところでございます。そういうふうに金額的な差はかなり大きいのではないかというふうに考えるわけでございます。

○竹田四郎君 確かに、金額的には私もIBMがそういう意味では研究体制——金額で言えばそれは確かにいいですけども、実際の開発技術の面で見ますと、私はあんまり詳しいことは知りませんが、私には同等の段階に近づきつつある、こういうふうには思っています。それと同時に、アメリカの半導体産業の企業経営の実態というものが、やはり私は日本と違うんじゃないか。日本の場合には非常にシステムの形になっていくわけですが、アメリカのこういう産業というのは、どっちかという単発的な全部を総合してプラントにしていくということじゃなくて、部品を売っていくと、そしてそれをどこにこの会社に納めるといって、そういう企業体系だと思っております。そういう意味でアメリカの半導体産業そのものがかつては非常に隆盛をきわめたと思うんですけども、最近では半導体産業の性格自体、いろいろ問題があると思っております。

日本だつて電卓見ればわかるわけで、買ったと思ったら今度は新しい電卓が次から次へ出ていくと。あれがもつと大きく作用をしているということになりますと非常に、まあ複合的な製品でなくて単体的な製品をつくる企業というのがある。こういうものが非常に最近では、かつての飛ぶ鳥も落とすという勢いから、最近ではこれ金のかかる非常にむだの多い産業というふうには私が見ております。そうしてすぐ陳腐化してしましますから、機械設備能力も長い間使えない、一発勝負の企業だというふうには私は思いません。そういう意味では、すでにLSIあたりではかなり追いつけられていくわけですね、いまのお話にもあつたように。

そうなつてきますと、私は電電公社をねらつたというゆえんのもの、むしろアメリカの半導体産業、こういうものを助けていく、蘇生をさせていく。そのためには当然日本でもそんなものは余りやつてもらつては困るわけで、LSIあるいは超LSIの市場を、これは大きな市場というのは、私はやっぱり日本がそれだけ技術的に進んでおりますから当然大きな市場だろつと思つております。この日本市場を中心として独占的な支配分野、マーケットを確立しよう、こういう意図をアメリカのこれらの産業は持っているというふうには思わざるを得ないんですよ。こういう面ではどうでしょうか。

先ほど申し上げましたように、IC産業ではアメリカではIBMがかなり大きなシェアを持っていて、IBMは御承知のとおりに大変大きな会社でございます。コンピューターのシェアも高いわけでございますから当然大きなシェアを持つていくわけでございます。そのほかにはテキサス・インスツルメンツというような独立系の大きな会社もございませぬ。それから、先生おっしゃいましたカリフォルニアにシリコン・バレーという地域がございまして、ここには中堅、中小の企業がたくざんあるわけでございまして、この辺の企業は、先生がおっしゃつたように、非常に技術革新の激しい分野に必ずしも追いついていけないという焦りが出ているような感じはしておるわけでございませぬ。さりとて、いま御指摘のようなことで、そういう要求がアメリカから出てきているかどうかという点について、私どもは必ずしも確証は持つていないわけでございませぬ。

○説明員(小林久雄君) いま先生御指摘のアメリカと日本の産業の実態といふ点、あり方が違うという点については、確かに御指摘のような面もあるわけでございませぬ。

○竹田四郎君 その辺の私は日本側のアメリカのIC産業、そういうものの分析というのはどうも

おくられているんじゃないだろうかという気がしてなりません、いまのお話を聞いても。でありますから、私はこの電電公社の問題というの、ただ単に日米の貿易収支の是正のための問題というふうには考えていたならば、日本のこれからの、これは通産省でもおっしゃつておるよう知識集約産業の私はトップをいっているものだと、そして恐らくこれから一番日本の工業、産業の中で非常に大きな分野を占めるべきであるし、占めていくものだ、というふうには思っています。これが私はアメリカのそうした産業にとつて非常に脅威になると、だからいまのうちにひとつこれをつぶしてしまおうと。

日本の研究体制というのは、私の聞いている限りでは、電電公社の技術研究所を中心とする五つのメーカー、これの有機的な——それはいいか悪いかはその人の考え方によって違つてくると思つてます。少なくとも日本の産業では電電公社の技術研究所を中心とするそうした研究体制、こういうものがやはり私はアメリカにとつて脅威であるし、その研究体制というものはやがては超LSIの分野でもアメリカを追い抜いていく技術水準、こうしたものが来るのはそう遠くないと思つておるんですよ、この分野というのは非常に早いんです。そういう意味では、私はむしろこの問題というの、これは日本が開発した、日本人の能力で開発したノーハウ、これを私はアメリカがねらつておるんじゃないだろうか。それは技術の問題、それからマーケットの問題、この両面で制覇をすることが出来る可能性があるんじゃないだろうか、というふうには私は理解しているんですよ、これは政府側とひとつ今度は電電公社の側と、私のそういうこの問題の見方、そういうふうには私にはとらえるのが——全部ではないかと思つてますよ、全部ではないかと思つてますが、非常にキーポイントにしようとした将来のマーケットの問題、あるいは技術水準の問題、そういうものを抜きにして、ただ向こうがこれだけのものを要求しているから電電



公社これだけ開放しなさいよというふうにいま見えます。

外務省の案なんかでもそうすわな。外務省がアメリカに提示をした案なんかでも、これから発展すると思う分野から先に門戸を開放しなさいという案を出してすわな。外務省案で、新聞で拝見するところでは、これはまさに日本の技術を裸で提供しなさいというふうには読める。そういうやり方をやっていたら、果たして日本人が唯一の資源である頭を無報酬で外国に売ってしまふ、こういう結果になるし、これからそういうことをますますやってくる、そういう発端にこの問題が私にはなるのではないだろうかというふうに心配しているんです。新聞で拝見する限りは、何かた金額の問題、量の問題、電電公社はけしからぬ、こういうふうにいっているその辺がどうも私は論点を違えているんじゃないだろうか、政府自体。この辺はどうですか、電電公社は。

○説明員(長田武彦君) お答えいたします。

いま先生の御質問にございましたLSIあるいは超LSI、こういうものにつきまして、私も電氣通信研究所というものを持っております。関連のメーカーとも共同で研究を進めております。これは通産省のお進めになる研究開発と実は別でございます。私も現在特にこのLSIあるいは超LSIというようなものを非常にたくさん使います。まず一つは、電子交換機といういま最新の交換技術でございますが、この中に非常にたくさん使われております。さらにもう一つは、私もいまデータ通信という業務をいたしておりますが、この中で非常にデータ通信に向いた一つのコンピュータ、言いますれば電電公社の標準型のコンピュータでございますが、こういうものも研究をしております。こういうような分野に非常に多くのLSIあるいは超LSI、こういうものが使われているわけでございます。ただ、私どもの事業は信頼性ということが非常に大きな問題なんです。電話で言いますれば、全国津々浦々約五千万個ございす電話、これを

相互に相当のいい品質でつなぐということが前提になりますので、個々の部品に要求されます信頼性というのはいわゆる高品質のものになるわけでありす。したがって、私もLSI等の研究をいたすに当たりまして非常に高信頼性、そういうものがこの電氣通信の分野に使えるものというものを研究の対象にいたしまして、それらを即実際の事業の中に利用していくこと、いま申し上げました電子交換機なり、あるいはDIPSと申しておりますが、標準型のコンピュータなり、まあそういうものに即座に利用していくという点に重点を置いて実は研究を進めておるわけでございます。その辺ちょっと一言最初申し上げさせていただきますが……。

で、いままでガットの東京ラウンドに関連します政府調達の問題でございますが、確かに私もいたしましては、一昨年でございますが、五十二年の十一月だったと思っておりますが、この政府調達に關します日米の専門家の何か非公式合会が行われたということを知っております。その際非常にアメリカ側としてはいま話が出ましたコンピュータあるいは電氣通信機械、それから発電機械、輸送機械というふうなものに非常にまあ強い関心を持っていて、このことを伺っております。さらには昨年の初夏でございますが、たしか六月ごろだと思っておりますが、アメリカ側から中央省庁のほかに公社公団など関係機関をこの対象調達体に加えようという強い御要求が出た。そのまあ筆頭で、電電公社の名前も名指しで相当いろいろ言われているというのを伺っております。

これに對しまして、実は私もいままで電氣通信資料の調達に当たりましては、原則といたしまして隨意契約という契約方式で物品を調達をしております。ところが、この政府調達の規約によりまして、これはごく一部の例外を除いて、原則として公開入札または指名入札に付すというのがこの政府調達の原則でございますので、これに当たりますと、私もこの電氣通信事業を進めるに当たりましては、いままで隨意契約で物品を調達し

ておりましたのは機器の標準化、あるいはLSIでノーハウというお話が出ましたが、そういうノーハウの保護の問題、あるいは機器に要求される信頼性の確保など、いろんなそういう面で支障を来します。この政府調達コードの対象に電電公社が加えられるということは非常に適切ではないということ、まあ主張しております。ただでございます。いままでも主官庁の郵政省を通じましてそれぞれ関係の向き、外務省にも十分公社のこういう考え方を御説明をいたしまして、いままでもその線でのいろいろ交渉の御努力を願っておったというように理解をしておるわけでございます。

ただ、非常に日米の間に大きな貿易収支のアンバランスがあるということでございますが、たまたまジョーンズ・レポートというのを拝見いたしました。その中にやはりこの電氣通信事業というものはまあ未だ産業として非常に重要なポイントであるというふうなことをはしなくも書いてございまして、やはりそういうふうなものがこういうふうなアメリカ側の態度の大きな背景にあるんじゃないかというふうなことを考えております。

いま、長くなりますのでちょっとはしりませんが、なぜ隨意契約で資料を調達しなければならぬかということについては、御要望があればさらに追加して補足説明いたしたいというふうに思っています。

○竹田四郎君 その契約の問題については、やはりこの電電公社の私は技術の問題、これがこの分野で解決するといふ分野があればそれは競争入札でもいいだろうと、隨意契約ですべてを二様にやらなくちゃいけないと、こういうふうには思いませんけれどもね。やはり私はこれからの日本と

いうのを考えていくときに、国民に対しては企業秘密だ何だかんだといつてえらいやかましいことを言う。しかし、アメリカに対してはどうかとも企業秘密を案外あっさりといふのが一体利益といふ立場から果たしていいのかどうか、こう考えてみ

ると私はむしろ恐ろしい。個人の企業秘密には厳しくして、そして国のやる企業秘密の漏洩には、リークには簡単に応じると、こうあつてはならぬと思ふんですよ。

そういう意味では、私はいままでの政府あるいは外務省、そういう方面、あるいは大蔵省も含めてでありまして、そういう方面の考え方というのはもう一回再検討をしなければ日本の利益にはならない、こういうふうな思ふんですけれどもね、これはどうなんですか。本日は大臣に聞きたい、あるいは総理に聞きたい問題点なんですがね。その辺、私はむしろ一回慎重な態度でこの問題に当たらないとね。まあいまの技術でいけば、ちょっとしたことその技術の本体がわかってしまふような、そういうものなんです。だから、われわれだけで考えて、いや電話機なんてどうでもいいじゃないかと、まあその辺は私はいくわかないからそう言うんですけれど、案外単純なところから技術の本体というものはそれは漏れていくもんです。技術者が見れば、そういう意味では、その辺をもう一回政府としては検討をして、電電公社の言いつ、そういうものをもう一回検討すべきだと、こういうふうな思ふんですがね。これは政務次官もいらっしゃるんですが、私はそう単純な問題じゃない。これは関係大臣なり総理大臣に、そういう問題でひとつこの問題はもう一回慎重に扱います。こういうふうにしてもらわなければ私は利益を大いに害すると思ふんです。どうなんですか。

○政府委員(副島有年君) 先ほど、政府調達に臨むわが国の基本方針ということで、竹田委員に私どもとしては国内の実情も十分留意して、しかしながら、できるだけ市場開放体制というものを図るといふ方向でまあこれからの交渉に臨んでいきたいというふうな申し上げたわけでございます。何が何でも利益を無視して開放をするという考え方は持っておりません。それから、まあこれはアメリカとの交渉でござ

いますので、アメリカがどういふ最終的な意図を持っていくかというのはこの交渉の過程で徐々にわかっていくと思えますけれども、いままでたとえば牛肉あるいはオレンジ、こういう交渉の過程を通じて見ましても、御承知のように、たとえば牛肉につきましてもアメリカは当初自由化、オレンジも同様に自由化という線に非常に強い態度で臨んできたわけでございますが、御承知のように、自由化をしないという線でも最終的な妥協ができたわけでございますので、私ももそういふ考え方で、まあ国内の実情も十分留意しつつやっておりますのでございまして、今後ともやっていく方針でございます。

○竹田四郎君 まあそういう意味で言えばね、私は外務省のつくった第三案なんというのはね、これは新聞報道に出てくる第三案ですよ、若干読んでみましようか、第三項ですか、「データ通信など今後発展の見込まれる分野から順次門戸を」開放して、こうと、こういうような案などというものは私とはとて納得できない。こんな全部さらけ出すという意味でしよう。これは新聞の報道の間違いかどうか知りませんが、そういうことを書いてありました。こんな態度でこの問題を取り上げていたら、本当にあれですよ、ノーハウ全部取られるということですよ。こういう形じゃ私は困ると思うんだ。これは外務省でもえらい人が来てませんかどういふ態度なのかわかりませんが、これも、この文章に書いてあるとおりだと、私はこういう点が出てくるから一番恐れるんです、この問題。だから私はそういう意味で——もう外務省はこの案をアメリカへ提示してらんでしょ、率直に言って。これは大変なことだと思わんです。どうですか。

○説明員(池田通彦君) 先ほど来副島局長また電電公社からも御説明がございましたとおり、この問題に取り組むわが国の姿勢は、電電公社を含みまして、関係の各政府機関間で常時緊密に連絡をとり意見を調整した上で政府としての対処方針を打ち出してあります。その過程で、たとえば先生

御指摘のノーハウの問題、技術の問題、こういう問題に対しても当然十分な考慮を払っているつもりでございます。

○竹田四郎君 それじゃ私が読んだのはどういふことなんですか。私はどうもよくわからぬですが、これは電電公社はどういうふうな解釈しているんですか。

○説明員(長田武彦君) いま先生お話しなされた、新聞記事だろうと思いますが、その内容等につきましては私も何も承知をしておりません。

○竹田四郎君 この点はっきりしてください。いまでもあなたの立場でははっきりできないと思わんでしょ、いまの立場ではね。これをはっきりしなれば次へ進めないじゃないですか。

○説明員(池田通彦君) 現在のところ、何回も繰り返しますが、電電公社の御主張も含めまして関係する政府機関で密接に協議をいたしまして、今後どのようにこの問題に取り組んでいくべきかという点を鋭意検討いたしております。

○竹田四郎君 この外務省案の第三案の、私がさっき読んだ「データ通信など今後発展の見込まれる分野から順次門戸を」開放するというこの問題ね、これははっきりしてください、どういう意味なのか。非常に大切だと思わんでしょ。

これは次の機会までに、ひとつ委員長にお願いをして、この内容というのの一体どういう意味なのか、これははっきりしてもらわなければ、私の心配が具体的にここへ出てくるように私は思わす。はっきりしていただきたいと思わんでしょ、委員長、いかが取り計らっていただけますか。

○説明員(池田通彦君) 新聞記事の内容につきましましては何かここでコメントする立場にございませんけれども、ぜひ御理解いただきたい点は、交渉する担当者としたしましては、わが国としては今後技術を開発していかねばいけない、これはまですっかり開発してきた技術というものはやはり守り、やすやすと簡単に全部明け渡してしまふ、そういうことがあってはならないという点は考慮するべき一つの点として重々銘記しておるつもり

でございます。もちろんそれだけが唯一の考慮すべき点ではなくて、東京ラウンドと申しますものはこれから先の開放経済体制というものを維持していく上でこれは誇張なく死活の重要性を持つものでございまして、その観点からは何とか交渉はまじめななければならぬ。これはわが国が貿易立国である以上恐らく絶対の要請であると思わす。そこで、こういう各種のそれそれきわめて重要な要請を全部総合的に勘案いたしまして、これを全体として満足させ得るような点、これがどこにあるのだからか、その接点はどこにあるのだからか、これをめぐりまして目下一生懸命知恵を出し合って対策を研究しているところでございまして。

○委員(坂野重信君) ちょっと速記とめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(坂野重信君) 速記を起こして。ただいまの問題については、後で理事会で相談をして善処いたします。

○竹田四郎君 まだあと問題がありますけれども、ひとつこれは後日にまた質問させていただきます、機会を与えていただきたいと思わす、きのう私どもの党は、電機労連やあるいは全電線や電通共闘から、こういう政府の案をやっつけていかれると——政府の案というの恐らく十億ドルから十五億ドル開放するということであろうと思わすが、これをやっつけていくと十万人の失業が出てしまふ、こういうことであると思わす、これは電電公社としては、どうですか、電電公社の方にもこういう要求なり何か行っていると思わす、それから電電公社もそのことは知っているとどう思わす、この労働組合三団体の要求というのこれはどうなんでしょうか。

○説明員(長田武彦君) 私ども新聞記事で承知はしておりますが、私ちょっと判断とはいいたしませんが、電電公社に対してはたとえは要求書というふうなかつこうでは来てないではないかというふうに思わす。ただ、いま大体電気通

信の資材——電電公社はもちろん電気通信資材のほか一般の事務用の物品等も買っておりますが、電気通信資材につきましては年間約六千億円ほどを調達しております。この品物の大部分は、先ほども申し上げましたけれども、随意契約という形で資材を調達をいたしております、大体公社に現在納入をしております業者の数は約二百社でございます。この二百社の中で、さらにいわゆる中小企業と言われますものが約半分、約百社ございまして、そういうようなところでは技術的にはきわめて高度というふうな物はなかなかできのうございまして、技術的にもある程度下がったところ、あるいは非常に市販品に近いような物というふうな物を中心にして資材を調達をするように心がけておりました、国の中小企業対策に御協力を申し上げているというかつこうでやっておりますのでございまして。

それが、一たんこれが競争入札ということになりますと、先ほども申し上げましたけれども、電気通信の資材というのはこれはほとんど公社の特注品でございます、公社以外には全く売れ先のない品物をつくっていたというふうなことになるので、きわめて受注が不安定な形になるというふうに伴いまして、当然雇用不安というふうな問題が出てくることは考えられるところでございまして。

○竹田四郎君 確かに市場を開放して国際的な貿易を推し進めるといふそのたてまえは私これは反対するものじゃありませんし、やっぱりその方がいいと思わすけれども、何人失業者が出るかという点についてはお触れにならなかつたし、まあどのぐらい開放するかという問題もあろうと思わすからお触れにならなかつたと思わすけれども、国内の労働者の失業状態を招いてもやっぱり門戸開放するということは私はちょっと議論が違わんじやないか。やっぱりその調和というものをどう図っていくかというところは、いま景気はよくなつた、こう言われてはいますけれども、雇用の面ではちっともよくなつていないわけでは



よ。恐らく中小企業でありますから中高年の人だつて相当であるでしょう。そういう者の、日本の労働者の首切りあるいは企業の倒産、そういうものが明らかであるのによつていくという事は、これはやっぱり私は問題があるかと思つておられます。この辺の調和というものは十分考へてもらわなければ、ただ単に門戸を開放して、東京ラウンドが成功すれば国内の労働者はどうなつてもいいんだという事には私はならぬと思つておられます。この辺の調和も十分考へてこの電電公社の問題には対処してもらわなければいけません。

○政府委員(中村太郎君) お説のとおりでございます。私どももいたしましても御意見を十分踏まえて対処しなければならぬというふう存しておる次第であります。

○竹田四郎君 関税の問題はありますが、きょうはちょっと航空機の燃料税の問題に關連して一、二問質問して、時間が来ているようでありまして、今度の航空機燃料税を倍に引き上げて、そのことのために、それが一つの財源にもなつておると思つて、今度かなり民間の防音で、防音の付帯工事といふことを大変強引に進められておるわけでありまして、いままでは人数によつてせいぜい一室二室しか防音装置をやつてもらえなかつたといふことが、今度は全室防音をやつていくという方向に変わつてきたように伺つておられます。軍事基地のあるところの周辺、あるいはその傘下の防音工事といふのは、いままで、私は神奈川県ですら厚木基地のことで十分知つておるわけでありまして、まあ一室しか防音してくれない、家族のうんと多いところをせいぜい二室の防音だといふことなんです、これに対してどうの態度をとつていくんですか。そしてその計画はどんなふうになつておるんですか。

○委員長(坂野重信君) 大分時間が経過しておりますので、質疑応答を簡潔に願います。

○政府委員(多田欣二君) 防衛施設庁におきましては、ただいま先生のおっしゃいましたように一室ないし二室の防音工事といふことで従来進めてまいりました。これは運輸省と違ひまして、私の方対象の戸数が大変多いといふこともございまして、できるだけ速やかに一室ないし二室でもできるだけ数を普及するといふ方向でいままで来ておるわけでございます。しかし、運輸省さんの方も五十四年度から全室防音工事といふことで踏み切られたといふことでございますので、私どももいたしましても、ごく近い将来に全室防音といふような方向に持つていくべきであるといふことでございます。五十四年度の予算には全室防音化の試験工事といふようなものも考へておる次第でございます。若干の予算を組み込ませていただいております。

○竹田四郎君 テスト工事といふのはどういふこととなんです。もう運輸省は全室防音でございまして、もう始まるというのに、なぜ防衛施設庁は、いままで何回も私もそのためにに行きましたよ、おたくの役所へ。何でいまさら試験工事をやるな、ということになるんですか。もう運輸省で経験済みでしょう、こんなものは人の省で調査をやつてそれでできておるものを何でこゝから試験工事を始める、なぜもつと堂々と運輸省と同じように、むしろ悩んでおるのにはこっちの方が先から悩んでおるわけですか。なぜそういうことをしないんですか。おかしいじゃないですか。

○政府委員(多田欣二君) 私どもは、先ほど申し上げましたように従来一室ないし二室といふことでやつてきておりますが、それをさらに全室に拡充するためには、すでに実施をいたしました一室、二室との取り合い等につきましてもどうするかといふような問題もございまして、とりあえず五十四年度にはそういう面を含めまして試験的に工事をやつていきたい。その成果を見て五十五年以降に逐次拡充をしていくという方向でいきたいといふふうな考へておる次第でございます。

○竹田四郎君 何で試験的にやらなくちゃいけないんですか。運輸省だつて前には一室、二室で進めてきたわけですよ。それを五十四年度になつてぐつとふやしたわけだよ。なぜ防衛施設庁だけ試験的にやらなくちゃならぬか、そこがわからない。○政府委員(多田欣二君) ちよつと御説明がむづかしいのでございますが、従来一室、二室といふことでやつてまいりましたが、すでに一室、二室の工事はできておるわけでございます。まあ全然やつてないうちに全室防音にするといふのは比較的簡単だと思つておられますが、われわれはやはり音の高い、飛行場に近い部分から全室防音化を普及していくのが筋であらうといふ考へを持っておりますので、すでに一室ないし二室施工してあります家屋に全室防音をどうやってやつていくの取り合い、そういう事でやつておられます工事は、こゝろ思つておる次第でございます。

○竹田四郎君 それは運輸省でもやつておることなんだ。この問題は改めてまたお伺いします。いまの質問で終わらうと思つたのですが、とても試験的といふのがひつかりますから、またこの次に譲ります。きょうは終わります。

○委員長(坂野重信君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、上田哲君が委員を辞任され、その補欠として勝又武一君が選任されました。

○矢追秀彦君 初めに東京ラウンドについてお伺いいたしますが、先ほど来竹田委員の方からかなり問題点が出ておられますので、なるべく出た問題をはずしてお伺いしたいと思います。先ほど政務次官は四月上旬に正式調印と、こういうことを言われましたが、大変現状としてはむづかしいのではないかと私は思つておられます。もし仮にこの四月上旬が無理になつた場合、東京サミットとの関係がかなり出てくるわけ、その点を非常に心配しておるんですが、まあ悪い方の予想をして恐縮ですけれども、仮にこれができなかった場合、サミットにずれ込んでしまつたら、サミットの開催自身で危なくなるのか、その辺はどういふふうな見通しをお持ちになっておられますか。

○政府委員(副島有年君) 先ほど政務次官から御説明がありましたように、現在アメリカ、E.C.とも四月上旬ないし四月中旬に最終的な合意に達するよう基本的な考へ方を持っておりまして、わが国も同様の考へ方で目下鋭意最後の詰めを行っているところでございます。私の現在の予測では、東京サミットまでずれ込むという事態は起こらないと思つておる次第でございます。

ただ問題は、私の前も衆議院の委員会でおりましたように、この東京ラウンドのねらいが一九八〇年代の長期にわたる貿易の骨組みを決めるといふ非常に大きな目標でございます。自由貿易体制にとつては非常に大きな、言つてみれば死活の問題であるといふことだけに、各国ともできるだけ大きなパッケージをもつて収束させようといふことでやつておるわけでございます。率直に申し上げて、パッケージを小さくすればまとものはきわめて簡単だと思つておるんですが、そういうことではなからぬ。できるだけ大きなパッケージをねらつて最後の努力を行つておるところでございます。五月に御承知のようにマニラでUNCTADの総会もございまして、そういうものもろの観点もございまして、何とか四月中旬に合意に達しようといふことがいま各国の強い決意でございます。

○矢追秀彦君 まず初めに、アメリカとの関係ですけれども、先ほど電報の問題が出ておりましたが、アメリカの最近の日本に対するいろんな攻勢が少し変化をしておるのではないかと、昨年あた

りは円高ということで、これは自然の現象と向こうは言うかも知れませんが、私はそうではなくて意図的につづられた円高と見ておりますが、最近円高については少々小康状態を続けておりますけれども、いま電電に象徴されるような政府調達で攻めてくる。あるいはその他の製品、特にマクロ攻勢からマクロ攻勢なんて言われておりますけれども、少しその攻め方が変わってきているのではないかと、こういうふうに見ておられますが、そういう点ははどういう認識をお持ちですか。で、さるだけ具体的にお願したいと思います。

○政府委員(副島有年君) ただいまの矢追委員の御指摘のマクロ攻勢の問題でございますけれども、ミクロの問題は、御承知のようにほとんどの問題が昨年の十二月十八日に日米間で合意を見たわけでございます。昨年のいまごろは御承知のようにミクロの問題で、あるいは牛肉の問題、オレンジの問題、果汁の問題、あるいは工業品の関税問題、いろいろあったわけでございますが、昨年の後半大変精力的に詰めを行って、十二月十八日にはほゞミクロの問題についての解決を見たわけでございます。現在ミクロの問題として残っております問題は、電電だけの問題一つではございませんけれども、大きな問題といたしましては、政府調達のカバレッジの問題だけだというように私は受けとめております。

それから、もちろんインバランスの問題は依然として残ると思っておりますけれども、政府として一体何かできるかという点から考えてみまして、いまアメリカが、政府が直ちにとり得るミクロの問題は電電を含めた政府調達の問題に止まっておりますというふうな了解をしております。

○矢追秀彦君 皮革製品もかなり言ってきておられますし、以前から大型冷蔵庫なんかも言ってきておられるわけですが、皮革製品についてはどうですか。

○説明員(宇田川治重君) 皮革製品の問題につきましては、先生御承知のとおり鉱工業品の中では数少ない非自由化品目の一つでございます。ガット上では残存輸入制限品目というふうな言われて

おりますが、鉱工業品の中ではこれが残されたものということになっております。昨年アメリカが非自由化品目である革類というものについて自由化をしろと、ガット上おかしいではないかという問題を提起いたしました。現在ガットで専門家を集めまして、いわゆるパネルと称しておりますが、そこで議論をするということになっております。私もどもいたしましては、皮革の問題というのは日本における特殊な、先生御承知のとおりいろいろなむずかしい問題がございますので、そういうむずかしい問題を踏まえてアメリカ側に十分説明をし説得をするということと同時に並行で進めております。

ただこの問題は、先生の先ほどの御質問にもございまして東京ラウンドとは別個の形で進められておりました。いわゆるガットで行われております通常の協議あるいは会議ということとの関連で話が進んでおるといふふうに御理解をいただきたいと思います。

○矢追秀彦君 私一つの例に挙げたのは、いまお話にもありましたように、アメリカの最近のいろいろ言ってくることは、金額は小さくても、いま言ったように自由化をしてないものを自由化しろと、そういうふうなことで手当たり次第何でもいから攻め立ててくる、こういう感じを大変受けるんですが、依然としてそういう姿勢をやってくるのかどうか、今後の傾向ですね。先ほど局長は電電だけで終わりなんだというふうなお話でしたが、そんな甘いものではないと、こう思うんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(副島有年君) 先ほど日米間でミクロの問題で残っているのは電電を含む政府調達の問題だけだと申し上げましたのは、東京ラウンドに關する限りでございます。東京ラウンド以外では、ただいま宇田川課長からお話のありましたような皮革の問題あるいは現在TFC等で議論をしておりますたはこの問題等々がございますけれども、きわめて政治的な大きな問題というものは、私どもの知る限りにおいては、昨年の十二月の十八

日大筋の合意を見ておりますので、小さな問題と云うと誤解があるかも知れませんが、個々の個別の問題がこれから全く出てこないところで申し上げるのはいかがかと思われましても、大きなミクロの問題というものはかなり片づいたというふうには私は了解をしております。

○矢追秀彦君 そうすると、解決をしたいと思います。いま電電の問題が仮に残ったとしても、これが仮にうまくいったとしますと、日本側としてはそうたたかされる筋合いはそういう意味ではなくなってくる。

そうすると、あと問題は黒字減らしの問題になつてきますけれども、これはもう日本の体質としてははたまるのは当然でありまして、特に最近ではかなり輸入もふえてきておりますし、特に数量的にはかなりのものがあります。これはもう御承知と思えますが、そういう点では、今度はアメリカに対してまだまだこちら側から物を申すことはかなりできると思っております。これは東京ラウンドとちよつと離れてしまいますけれども、

そういつた点で、私も従来から予算委員会等で総理初め大蔵大臣等にも、あるいはまた経企庁長官にも言ってきたことは、まだまだ日本はどうかアメリカに弱いんじゃないかと、こういう感じを非常に受けておられるわけでして、かなり強いことも言われる前総理あたりは、最初の答弁と円高が激しくなつてからはかなり変わつてはこられましたけれども、何か弱いような感じがしてならないわけでございます。

結局、たとえばアメリカの製品が輸出が少ないといつても、それはアメリカの輸出努力がやはりかなり私は足りない、こう思います。日本の自動車はどうして売れるか、いろんな理由はあるはずだけれども、その一つには、やはり少々高くても、いま現在日本の自動車は高いわけですが、アメリカでは、高くてアフターサービスがいいとか、性能がいいとか、ガソリンが節約されておるとか、そういうようなことであるわけですね。アメリカの自動車なんというのはもうでかいし、そう

いつた点でまだまだ問題もあるし、日本でもそうなじまない。もうこれは当然自由貿易の中ではあたりまえです。

また鉄鋼一つ取り上げても、アメリカが日本の鉄に攻撃を加えておりますが、じゃアメリカの製鉄の技術はどうなんだという、依然として古い機械を、そのまま設備を使ってやっておりますから、そういう設備の更新が日本に比べておくれたわけですから、生産のトン数だって少なくなるのは決まっております。また、向こうはいろんな労働問題等も抱えておりますので、これはもう当然であるわけですね。そこへもってきて現在アメリカは大変景気がよろしいわけですから、景気がよければもう当然物を買おうと、そうすれば対日、日本とアメリカとやればもう赤字になるのはあたりまえでして、そういうことをどっか横へやつて、ただ日本はけしからぬけしからぬで攻め立てられたら、これはもうたまつたもんじゃありません。そういう意味で、もちろん東京ラウンド、今後のいろんな経済交渉でひとつアメリカに対して私は物を言いたいことはもう全部言ひ、これはひとつお願いをしたいと思つておりますが、これは政務次官、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(副島有年君) 矢追委員のおっしゃることに私も賛成でございます。現に東京ラウンドの交渉の過程におきましても、私どもは機会あるごとに、戦後に日本がアメリカの市場を開拓した努力というものがどれだけ大変であったか、その努力に比べてアメリカの輸出努力というものがまことに不十分である。せめて、私はこの前申し上げたんですが、日本の商社ないしメーカーがアメリカの市場でやつた努力の何分の一かでも日本でやればアメリカの対日輸出というのはいくら伸びるんだというところはしばしば申し上げておるところでございます。これは今後とも私どもとしてはやつて、強く主張していくべきことだと考えております。

ただ、いままで御承知のように、日本の開放体制というものが他の先進国に比べて必ずしも十分

でなかったということもある程度認めざるを得ないというところで、東京ラウンドに私も積極的に入り組んできたわけでございまして、御承知のように、東京ラウンドが成功裏に終わりますと、そういうまあ非開放体制という非難は堂々とはおのけられるということになると思っております。私もそういう意味でなるべく早期に東京ラウンドの決着をつけたいというふうに考えている次第でございます。

ちなみに、矢追委員も御承知のように、かつて西ドイツが大変な黒字を積み上げてきた時代がございましたけれども、そのときに西ドイツに対して今日の日本のような非難がなかったわけでございますが、これは、当時西ドイツはすでに開放体制が他の先進国並みであったというところで、言ってみればけちのつけようがないということではなかったかと思つて、私も東京ラウンドが成功裏に終着を見まして、いわゆる非開放障壁その他につきまして国際的なコードづくりができれば、堂々と主張するものはより強く主張していくということが必要だと考えております。

○矢追秀彦君 いま、けちをつけられるところをなるべく減らすということですが、やはり一つは先ほどから問題になりました政府調達の門戸開放ですね。これはやっぱりけちをつけてくる一つ。それからもう一つは、先ほど申し上げた皮革製品あるいは農産物の輸入制限、これを緩和しろというふうに言ってくる。それからもう一つの問題として、やはり各種検査制度というのを大分やかましく言われてくると思つてすけれども、この検査制度は大変議論の分かれるところだと思つてすけれども、これはどういうふうな方向になりますとお考えですか。

○説明員(宇田川治宣君) 御説明申し上げます。各種の検査制度につきましては、通産省が所管しておりますものの検査、あるいは郵政省、運輸省、厚生省その他各種の検査制度がございます。検査制度の内容及びその取り決め方というものは、それぞれの国の実情に依りまして、たとえ

公害規制の問題であるとか、あるいは品質管理の問題であるとかというふうないろいろな要請に応じて国々がそれぞれ決めていくものでございまして、まあ外から見るとそれは一つの非開放障壁であるということ、議論の対象になるという性質をあわせ持っているものでございまして。これは単にそういう各国からのいろいろな議論があるということだけで解決、対応するというだけではなく、それぞれの国の事情、それからそういう検査制度の必要性というものの技術的な問題、必要性ということ踏まえながら解決をしていきたいというふうに考えております。

まあ、検査制度に直接関係しているものではございませんが、ガットの現在東京ラウンドで交渉しております一つの議論といたしまして、標準化というものについて国際的な規約をつくらう、これをスタンダードコードというふうと呼んでおりますが、そういうようなもので国際的にお互いに理解し、納得したような標準化というものを踏まえて各国が同じような運用をしていこうというふうな話もございまして、そういうような相互理解というものを逐次進めていきたいというふうに考えております。

○矢追秀彦君 次に、ちょっと通貨問題に触れたいと思つてますが、先ほど申しましたように、昨年は円高で大変大きく揺れたわけですが、この理由はいろいろあると思つてますが、一つは、アメリカのドル防衛策がなかなかできていない、最近ではドル防衛策ができたように言われておりますが、なかなかアメリカという国はそう本気になつてドルを守ろうというところまでまだいっていないように私は思つてます。もう一つは、景気が大変よくなつておりますので、インフレがまだ高進する可能性が十分にある。そういうことから考えますと、まだ円高という可能性はこしも出てくるのではないかと。しかも、国際情勢がイランを初め大変厳しい状況にございまして、よけいそう

いった点で、アメリカはいま中国とベトナムの問題にしても中立を保つといひますか、手を出さな

いようなことを言っておりますが、これはまた今後の状況によつてはどうなるかわからない。そうなりますと、ドルの威信という問題もまた絡んで出てくる可能性がございまして、そういう意味で私はまあ通貨問題もいま小康状態であるから心配ないと言つてははいけません。いまのうちに何らかの手を打たなければいけない。すでにEC諸国では新たなやり方をしておりますし、日本としても私は何か考えなくちゃいけない。そういう意味でサミットという一つの討議が出てくるのではないかと思つてますが、そういうことも含めまして通貨問題はどうか考えになっておりますか、金融局長。

○政府委員(宮崎知雄君) 通貨情勢の現状、ただいま御指摘のとおり、最近では比較的小康状態を保っております。最近では大体二百円前後の水準で推移しております。その背景には、やはり昨年の十一月にアメリカが相当強力なドル防衛策を発表いたしました。それに対して日本、ドイツ、スイスの各通貨当局がこれに協調していくという態度で、為替市場の乱高下に対しては協調してこれに対処するという態度を打ち出したことが非常に大きく影響していると思つてござい

す。今後の通貨情勢がどういふふうになっていくかということにつきましては、これは具体的な数字についてお答えすることはこの際差し控へさせていただきます。ただ、為替市場を取り巻く環境はどうかというふうになつてい

るかと思つて、一つには、アメリカの国際収支の赤字がだんだんことは減少してきています。昨年が大体OECDの見通しですと百八十億ドルぐら

も縮まってくる、そういうふうな点で、為替市場を取り巻く環境といたしましては、私は為替市場の安定に資するような情勢がだんだんできてきているんじゃないか、こういうふう

に考えていると思つてます。もちろん、た

だいま御指摘になりま

す。それから、東京サミットにおいて通貨問題どういふふうに取り上げるのかという



わかれておるわけですから、これは予算もつけていただいておりますけれども、もう少し価格安定というものを何らかの方法でもっとやる手だてはないものか。ただ関税さえいじつておればそれでいいのかもしれない、もう少し考え直す必要がある。というの、いま言ったように、大変不安定なものですから、年度の途中でどうなるかわからぬという品物だけにそう思うわけです。その点は予算全体の中でどう考えられるか。主計局いらっしゃったこのことを含めてお願いいたします。

○説明員(原木雄介君) いま先生の御指摘にございますように、銅、鉛、亜鉛といったものは大体日本の価格もロンドン相場に準拠して定め、建て値がロンドン相場の変動に伴って改定されるというのが実態でございますが、アルミニウムにつきましては、これはロンドン相場との連携というのは非常に薄うございまして、やはり日本に入つてまいります価格のほとんど申しますものが大体カナダのアルキヤンの建て値、あるいはアメリカの価格といったものに準拠して入つてきております。そういった観点から申しますと、銅、鉛、亜鉛ほどの非常な変動といったものは見込めない実態でございます。

銅、鉛、亜鉛の方につきましては、これはロンドン相場でございますので、逆に申しますとわが国の備蓄がある程度持っています、これが相場を冷やすということには余り効果がない。世界で相当程度動いておりますので、日本の物がある程度動くという段階でいろいろ問題があるかと思ひますけれども、やはりロンドンの相場で日本の国内価格も決まってくるという関係で、なかなかスペースケレションといったものも、国内価格を安定させるというわけにはいかないと思ひます。

○矢追秀彦君 アルミだけに限らず、いま申し上げた非鉄金属の備蓄問題、これはどのようにお考えになつておられますか。

○説明員(福原元一君) 非鉄金属の備蓄につきましては現在銅と亜鉛とアルミニウムを実施しておりますが、

りますが、現在銅で七万二千トン、亜鉛で十四万五千トン、アルミニウム二万三千トンの備蓄をしておるわけでございます。五十一年度に備蓄制度ができましたときは、わが国の鉱石の需給の安定を図るといふ趣旨で備蓄制度が設けられて今日に至つておるわけでございます。

価格につきましては、たゞいま非鉄金属課長申し上げましたように、日本の場合、備蓄によつてこれを鎮静するというのは非常にむずかしい状態でございますが、むしろ需給面におきまして私どもはその効果があるだろうと思つております。したがって、今回、今月の末を予定しておりますが、銅につきまして約二万七、八千トンの放出を行いたい、このように考えております。

さらに、非鉄金属につきましては、昨年の秋の臨時国会におきまして、国内鉱山が円高と世界的な不況で非常な苦境にあるということ踏まえまして、貴重な資源である国内鉱山をこの不況の中において維持させるということから、緊急融資制度という制度をつくつていただきました。五十三年度下期並びに五十四年度、銅並びに亜鉛鉱山に對しまして緊急融資を行うということになっております。

御承知のように、非鉄金属の価格というのは非常に乱高下が激しい国際商品でございます。今日のように、あるいは昨年夏のころのように、非常に価格が暴落するということもあれば、やがてまた上がつてくるという時期もある。そういう繰り返しの歴史でございますので、今度価格が非常に高騰したというような場合には、その融資を受けました鉱山は価格の高騰時にその益金を拠出してその次の不況に備えるというふうな私どもも制度をつくりまして業界を指導してまいりたい、そのように考えております。

なお、現在の銅、鉛、亜鉛の価格でございますが、ようやく昨年の夏の底値を脱したと、脱しつつあるというのが現状でございます。銅で申しますと今日国内価格トントン当たり四十四万円でございますが、ちなみに国内鉱山のコストというものは

は約五十万円から五十五万円と言われております。また国内鉱山といたしましては採算割れの現状ということで、先ほど非鉄金属課長も申し上げましたように、国際的な需給、在庫の状況から見まして、こしはばくはな強含みでいくのではないかと、いふふうな考えております。

○矢追秀彦君 いまの備蓄の問題ですけれども、国際価格安定までにはたとえ寄与しなくても、私が申し上げたいのは、暴落して安くなったときに少し買ひ込んでおくと、そういう機動的なことができるまでの果たして予算化がいわゆる非鉄金属の備蓄にはあるのか、余裕があるのか、その辺はふいかがですか。もし足りないといふれば、これはふやすべきだと思ひます。

○説明員(宇田川治宣君) 五十一年度に金属鉱業事業団法を改正していただきましたこのような備蓄制度をつくりましたので、私どもは今後とも需給状況を考慮いたしまして、必要があればこの制度を踏まえまして備蓄の積み増しあるいは放出ということを考えてまいりたいと思つております。

○矢追秀彦君 次に、原油油関税のあり方について伺いますが、この関税が大変高率であるということ産油国等の反発を招いておるわけですか。これは今回据え置かれたわけですが、この理由です。

もう一つは、いわゆるこれは関税を引き下げる、あるいは廃止といったものをめどにしたエネルギー対策の財源というものを抜本的に見直す必要があるのではないかと、ひとつ第一番にお聞きしたいのは、どうして据え置かれたか、その理由。

○政府委員(副島有年君) 原油油関税収入は、現在矢追委員御承知のように全額石炭及び石油対策特別会計に繰り入れられて石炭対策及び石油対策の財源に充てられておるわけでございます。また、石油対策の財源といたしましては、御案内のように、昨年度原油油関税収入のほかは石油税収入が充てられることになつたわけでございます。

それで、この原油油関税の推移でございますが、御承知のように基本税率はキロリッター当たり五百三十円となつておりますが、三十八年に税率が引き上げられて以来、暫定税率キロリッター六百四十円が維持されてきておりました。ところが、五十二年に石油供給安定化対策の緊急性、それから当時の財政事情というものを勘案いたしまして、キロリッター七百五十円に引き上げたわけでございますが、翌五十三年度に石油対策財源としての石油税が創設されたことに伴ひまして、五十二年度の引き上げ前のキロリッター当たり六百四十円の水準に引き下げられてきておるわけでございます。

五十四年度においてなぜ延長したかというお尋ねでございますが、第一は、原油油関税の取り扱いは含みますエネルギー対策資金のあり方に関しまして、この報告には、原油油関税の「将来のあり方」としては、種々の方向が検討の対象となりえようが、この点については、本件が石油関係諸税及び一般会計との関係も含めて検討されるべき問題であること、これは先ほど矢追委員が御指摘になつた問題でございますが、また同時に、「永年にわたつて石炭対策の財源が原油油関税というものに求められてきたという事実から派生する諸問題等の困難性等にかんがみ、今後引き続き検討を進めるべきである」ということで、今後の検討にゆだねられたわけでございます。

一例を挙げますと、もし五十四年度にたとえ基本税率まで引き下げますと、原油油関税収入が千二百七十五億円と見込まれまして、これは石炭及び石油対策特別会計の五十三年度の歳出千二百八十三億円を下回るといふことになりまして関係もございまして、そういう財源事情も考えましてとりあえず延長したわけでございますが、これは一年のとりあえずの延長ということで、抜本的な検討を今後とも進めていくということでございます。

○矢追秀彦君 その今後の方向というのはどういふふうな方向というものは理屈に合つておるわけですか、特にエネルギー対策の上から言います

と。その辺はどういうふうにお考えですか。

○説明員(柴田益男君) 今後のエネルギー関係の財源のあり方はどういう方向かという御質問でございますが、先ほど関税局長の方からの御説明の中にありましたように、総合エネルギー調査会の中の資金対策分科会でその点を今後ともさらに検討していくことになっているわけでございますが、いずれにいたしましても、原油増産税と石油税との実質的な重複の問題、それから原子力の開発関係の予算をどうするか、あるいはサンシャイン関係の予算をどうするか、その辺の一般会計、あるいは受益者負担、既存税制関係を含めて総合的に検討するというところでございまして、やはり総合エネルギー調査会の検討結果を待つ方向を出していきたいというふうに考えております。

○委員長(坂野重信君) 午前中の質疑はこの程度とし、午後一時三十分まで休憩いたします。  
午後零時二十五分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び航空機燃料税法の一部を改正する法律案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐藤昭夫君 今回のこの法案に対して私どもは、たとえば農家の要望に沿ってタマネギの無税の引き上げなど若干の改善が行われていることも認めますが、しかし前回の改正で今年度限りとしたアルミ塊についての優遇措置の延長など、かなりの問題を含んでおるといふ点を指摘せざるを得ません。

こうした点でまずお尋ねをしたいわけですが、今日関税全体について一定の政策目的のために各種減免還付制度が行われているわけですが、いわゆる租税特別措置の扱いと同様に、一定の政策目的を達したものを、こういうものにつ

いて見直しを今日進められておるわけですが、同様にこの関税の問題についてもそういう見直しが十分入らなければならないというふうな方向で御検討をやっておるのか、まずお答えを願いたいと思います。

○政府委員(副島有年君) 関税関係の各種減免還付制度につきましては、租税特別措置法と若干性格が異なりましたが、たとえば国際慣行等に基づくもの、これは先生御承知のように、たとえば外交官用物品あるいは国貨の物品に対する免除、あるいは文化交流の促進等に資することを目的とするもの、たとえば教育用のフィルムだとかあるいは学術研究用物品というふうな、創設の趣旨等から見て恒久的に存続するもの、これは原則として関税定率法で規定されているわけですが、これと、ときどきの経済政策等に即して設けられた制度、これは通常暫定措置法でやっています。従来におきましても必要に応じてその存続の必要性あるいはその対象物品の範囲の見直しを行ってきているところでございまして、今後においても所要の見直しを行っていく所存でございます。

最近の見直しの状況でございますが、たとえば船舶の建造または修繕用貨物の免税制度、これは御承知のような日本の造船業の育成の現状から見て四十九年に廃止をしておりますし、また重要機械類の免税制度につきましても、日本の機械産業の国際競争力が育成をされてきたという段階で廃止をしております。また対象物品の範囲も、国産化の状況の進展によって見直しをした例といたしましては、昨年度、原子力研究用物品の免税制度のうち、核燃料の被覆管の削除等を行ってきております。

○佐藤昭夫君 具体的に御尋ねいたしますが、今回の改定でいわゆる低硫黄燃料油製造用原油の減免制度の問題ですが、これはすでに創設されて十年を経ているわけですが、今回の期限切れにもかかわらず、再び延長せざるという提案に

なっているわけですが。この減税額はこの種の特別措置の中でも大きな部分を占めて、五十二年で約百二十四億これが計上されているというところで、そもそも公害対策の基本はいわゆるPPPの原則、これを基本にしないかやならぬにもかかわらず、たとえこうした税制上の特別措置をとるにしても、それを長く続けるというものは、これは大いに問題があるというお認めになることだろうと思っております。こうした点で、なぜ今回この延長がやられたのか。今回一年限りの延長をやるわけですが、以降どうするのか、この点についての見解をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(副島有年君) お尋ねの重油脱硫減税制度でございますが、これは御承知のように亜硫酸ガスによる大気汚染、公害対策の緊急性ということにかんがみまして、亜硫酸ガスの発生源である燃料重油の低硫黄化を図るために導入された制度でございます。重油脱硫設備の建設を促進する趣旨で、昭和四十五年の七月に創設をされたわけでございます。

本制度につきましては、ただいま佐藤委員御指摘のように、公害に対するPPPの原則が確立していること、あるいは重油脱硫装置の設置が非常に順調に進んできている、それから硫黄酸化物による環境汚染の状況が改善をされつつあるという事情を勘案いたしまして、私どもといたしましては、今後漸次縮小をしていくつもりでございます。

このような考え方のもとに、五十二年の原油関税引き上げに際しましては減税額を据え置いております。

それからさらに、五十三年度には原油関税の引き下げに伴いまして、この減税額も一キロリッター当たり五百円から四百二十円に下げた次第でございます。

それから、五十四年度は減税の対象原油の硫黄含有割合を引き上げるようなことを考えておりまして、範囲を縮小する方向で現在検討をしているところでございます。

○佐藤昭夫君 ぜひともいまの御答弁の精神に

立つて、またさらに来年再び延長措置をとるということのないように、ひとつ厳重な対処をお願いをいたしたいと思います。

あと幾つかお尋ねしたいことがありますが、本日は時間の制約がありますので、次回、大臣質問の機会もありますので、次に問題を変えまして、税関行政に関する問題ということで、いわゆる税関職員の研修制度、特に基礎科研修の問題について幾つかお尋ねをしたいと思います。

この基礎科研修は昭和四十年より新規採用男子職員全員を対象に、東京に集めて全寮制によって行われておるといふふうに承知をしております。九十月という長期間の研修にわたっていること、私どもとしては新規採用職員の研修制度を否定するものではありませんが、幾つか問題があるんじゃないかという角度から質問をいたします。

一つは、この研修から採用された女性がすべて排除をされておるといふ問題です。この点については男女平等の基本原則に反する。憲法、法のもとに平等を定めた憲法の十四条、あるいは差別の禁止を定めておる国公法の二十七条に照らしても大きな問題ではないかというふうに考えるわけですが、なぜ女子を排除をしておるのか、その根拠、今後改善の方向を考慮しておるのか、この点まずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(副島有年君) お尋ねの件でございますが、新規採用の女子職員につきましても、採用直後に一定期間の研修は行っております。ただ、ただいま佐藤委員御指摘の基礎科研修の九カ月間の方のコースになぜ女性を入れないのかという御指摘だと思いますが、御承知のように、税関の職場というのは大変特殊な職場でございます。その適性から見まして、従事する職務の内容、勤務の態様等が一般と大変異なっているわけでございます。そういう関係もございまして、それに応じた研修の内容や期間が相違してくることはやむを得ないのが現状でございます。女子だからと



いつて差別をしてるわけではございません。

○佐藤昭夫君 女子の場合には適性からいって仕事の内容も変わる、したがって研修のあり方も変わらざるを得ないというお話ですけれども、これ具体的を考えれば、まあ税関の職員の仕事というのは深夜労働にわたるわけですけれども、具体的にはその問題じゃないかと。ところがこれは、この勤務のローテーションの回し方を工夫をすれば、この深夜労働を女子は外すというローテーションのやり方なんかもあるわけですから、私はそれが九カ月研修、この基礎科研修から全く排除をする決定的理由にはならぬだろうというふうに思うんです。しかも、いま言われました採用の初期、若干の特別の研修もやっておられるんですけれども、これせいぜい数日間程度の研修ですわね。ですから、そういう実態の上に立って現に国会の中でも経過的に若干の議論もあり、昭和五十年、例のあの国際婦人年の問題で国会でも議論になり、政府としても積極方向の取り組みをやるようになったあの年、まあそれに歩調を合わせるというふうな形で税関としても夏の時期に女性だけを対象にした十日間ほどの中央研修が新しく始まったというところで、男子と女子について余りにも研修期間の長さの差があるというところは、勤い採用時の出発点からそういう差があれば、ずっとそれが後、退職に至るまでの職場における男女差別のやっばり事の出発点になるわけでありまして、夏の段階でそういう女性についての中央研修も新たに始めるということになさったというのは、いまの事態を改善する必要があるだろうということを考えての私は当局の措置がとられてきたというところではないかというふうに思うんです。

そうした点で、来年はちょうど国際婦人年の五年目、折り返し点、婦人年と呼ぶべき世界大会も開かれて、ここへ日本の政府として、婦人の権利平等のどういふ行政上の諸措置をやってきたかという点についての一定の報告を政府としてもやらなくちゃならぬというのを来年には迎えるわけですから、こういう時期でもありますだけに、

いまの現状を男女格差を少しでも解消する方向に向けて前向きな検討をやるという御意思はないか、お尋ねをするわけですか。

○政府委員(副島有年君) 税関の仕事と申しますのは、いま佐藤委員がおっしゃった深夜勤務ということだけではなくて、まあたとえは外国船が着いたときの船内検査、あるいは密輸の取り締まりというふうなことで長時間外気の中で見張りをするというふうな、大変肉体的にも何と申しますか、大変な仕事があるわけでございます。そういう意味で、私は元来フェミニストを自認している者でございまして、女性の職場を広げていくという努力はわれわれ今後とも重ねていかなければならないと思っておりますが、税関の仕事の特殊性から申し上げて、そこにおのずから限度があるという点はずい御認識をいただきたいと思っております。

それから、税関の女子の職員の研修でございますけれども、いま数日間とおっしゃいましたけれども、私もこの研修の期間を徐々にではありますすが広げてきておりまして、現在は十七日間研修をやっております。

○佐藤昭夫君 夏の二週間入れてね。

○政府委員(副島有年君) 夏じゃございません、採用時の。

○佐藤昭夫君 ああ、そうですね。

それでもう一遍重ねてお尋ねをするわけですが、これも、もう現状のままではよろしいという、こういう見解なのか。さらにそういう女性の社会的地位の向上、能力の向上、この機会をできるだけ活かしていくという、そういう意味で事態を前向きに改善をするという御意思あるのか、そこを特にお尋ねをしたい。

○政府委員(副島有年君) 先ほどお答え申し上げましたように、私もどなたもいたしましては研修制度の改善につきましては常に検討を加えているところでございます。

女性の新規職員の研修も、先ほど申しましたように、徐々にではありますけれども長くなっております。

それで、今後高学歴社会を迎えますし、また、御承知のように商品の知識等も高度化が要請されるようになってまいりますと考えられますので、この研修制度につきましては常に検討を加えていきたいというふうに考えております。

○佐藤昭夫君 次の問題は、この基礎科研修の規模の問題ですけれども、一つは東京に集めて一カ所に集めるという中央研修がある。全寮制ということになってますから、東京周辺に自宅がある、ないしは親類などがあるという場合も、そこから通勤といいますが、通学といいますが、これは許されない、全部寮が義務づけられておる。九カ月という長さにわたる。こういう点で非常に要らざる国費の支出になるのじゃないか。当然自宅ないし下宿からの通勤ということも認められてしかるべきではないかという問題やら、しかも、これに教育官という名称で毎年十人ほどの人が一緒に付き添いをするわけでありまして、これがいわゆる実務を教えるということが主な理由だと思っておりますが、そういうことであれば、何も全国からこの十人の人をそれぞれ集めなくとも、東京に在住しておる人を中心にして編成をすればいいんじゃないか。いずれにしても国費の乱費、そうしてまた、実際に中堅の仕事をやっておる人を教育官ということで九カ月、その間家族別居、こういう形で引き抜くということ、ただでさえどんだんいろんな税関関係の業務量が増大をしておるのに思うように定員もふえていかないと、こういう中で非効率的な行政になっていくんじゃないか。そうした点をぜひこれも前向き方向で改善をするという点の検討をしていただく必要があるのじゃないかと思っておりますが、その点についてはどうですか。

○政府委員(副島有年君) 幾つかの点についてのお尋ねでございますが、私は佐藤委員が研修制度そのものの必要性を議論しておられるのではなくて、研修のあり方についての御質問だと了解いたしました。

私どもも、この高学歴社会を迎えまして、しかも税関の仕事が大変多様化してまいります。商品も多様化してまいりますし、社会悪事犯の取り締まりも非常にむずかしくなっておりますだけに、この研修につきましては特に私どもは重点を置いておるわけでございます。私、関税局長、税関研修所長を兼任しておりますが、私もできる限りの機会をとらえて直接講演、いわゆる講義をしに行っている次第でございます。

お尋ねの非効率ではないかという、それから全寮制にする必要がないんじゃないか、あるいは教育官制度というものも若干行き過ぎではないかという幾つかのお尋ねでございますが、まず、全寮制の問題でございますが、これは佐藤委員も御承知のように、現在人事院や各省庁が実施をしております研修においても行われておるところでございます。まして、税関研修所のみが特に実施しているものではございません。ただ、税関の仕事は先ほど申しましたように、麻薬の監視、取り締まり、あるいは保税地域取り締まり、あるいは輸出入通関等直接公権力を行使する業務であるということ、その業務を遂行するに当たっては関税法を初め関税関係の諸法規あるいは内国消費税関係法規、為替管理法は多数に及ぶ他法令につきましても、法律のみならず規則、通達に至るまで幅広い法律あるいは実務知識の修得が必要となつてきているのであります。

それからまた、麻薬の取り締まり、特に密輸の取り締まり、あるいは巡回あるいは船内検査、犯則の取り締まりというふうなものも肉体的な大変な業務でございます。深夜勤務や身辺の危険を伴うというところで、それに対して耐え得るような心身の訓練も行わなければならない。そういう意味で、私も非常に濃度の濃い研修を行っていかねばならないというふうに考えているわけでございます。そういう濃度の非常に濃い研修を短期間に行うためには、何と言っても全寮制が一番適している制度だと私どもは考えております。

具体的な理由は幾つかございますけれども、ま

ず第一に、いま申し上げました濃度が濃い研修ができる、効率的に行える。あるいは研修生が全寮制をとることによりまして勉学の専念により集中することができる。あるいは三番目に、研修生が寮生活することによりまして相互啓発をやつて研修の効果をさらに高めることができる。それから四番目に、研修生が昼夜寝食をともにすることによって一体感と申しますか、連帯感を養うことができるということもございまして、全寮制をとつておられるわけでございます。

全寮制につきましては、当然のことながら、基礎科研修生を募集するに当たりまして、これは全部寮に入るのだというところは、募集の際にも、あるいは採用、面接の際にも説明しております。研修生も事前に十分了解をしておりますと私も考えております。

それから、教育官制度についての御質問でございますが、教育官制度につきましては、いま佐藤委員御指摘のように、税関概論あるいは税関用語解説、それから体育等の授業も担当しております。ほかに、各種の研修行事の準備や研修生のカウンセリング、健康管理等を担当して、私どもとしては十分効果を上げておると思っております。

なぜ、じゃ、一体東京からとらないで全国からわざわざ旅費まで出して呼んでおるかという御指摘でございますけれども、この税関研修生というのは、各税関に配置されるわけでございます。税関との連絡というものが非常に大事でございます。それから、研修生自体が全国各地から集まってきたりしております。やはり全国から集まった、その地域から来た研修生あるいは教育官になじむという傾向もございまして、連帯感の醸成のためにも非常に役に立っているのではないかとこのように考えております。

○佐藤昭夫君 いろいろ御答弁なされたわけでありませうけれども、一つは、私が申し上げておる見地は、政府としても国会としても行政機構改革、また大平総理としてもチーフガバメントということもいろいろ言われておる折から、できるだけむ

だな経費を省いてどう効率的な行政を行うかという、こういう見地で検討すべき点はないのかということ、たとえばいまの御説明で、教育官をどうして全国から集めなくちゃならぬのかという理由は私は納得できません。

それから、仮に全寮制を基本にするにしても、通勤ができるような人については、その分だけ全寮制によって要らざる経費が要るわけでありまして、この点はぜひ検討をさせていただきたいと思つておる。このことだけでやっておりますと時間がたちますので、その点は検討をお願いをしておきます。

三つ目の問題は、全寮制とは言え、二十四時間拘束ではないと思つておるのですが、当然自由時間は保障されるということでもなくちゃならぬ、当然の雇用関係を結んでおられるわけでありまして、そういう点はどうかお願ひをいたします。

○政府委員(副島有年君) 研修期間中におきます自由時間は、通常研修時間は午前八時三十分から午後五時まででございます。それから、土曜日は午後零時三十分まででございますが、以外の時間でございます。これについては制限をしております。しかし、全寮制をとっております関係上、研修生の相互間の親睦を深める、それから税関職員の連帯感を培うというために一種の生活規範としての日課というものは定めておられて、あるいは自習を行うと、それぞれ研修生が、言ってみれば任意で、自分たちでこの自習時間を活用しているという制度になっております。ただ、じゃこの自習時間に参加しないから、何と申しますか、懲罰制度があるかとか何とかという御質問でございます。そういうことではございません。

ただ現実には、私の聞いております範囲では、研修生の諸君いずれも自習時間、これは夜の八時から十時まででございますが、参加をしておられると聞いております。

○佐藤昭夫君 ただいまの御説明で、いわゆる拘束をされるのは、ウィークデーについて言えば八時三十分から午後五時までであると、その他は言

うなら自覚に待つ、自覚的連帯に待つ、そういう自習等を含む、しかし厳格に言えば自由時間である、こういう御説明でありますから、それはそれで私は結構だと思つておる。

自習をやるというふうな問題はあくまで命令に基づくものではなくて、これは学校教育——私も教員の出身でもありますから、次官も教育委員長をなさつておたことがあるらしいですけれども、教育というものは命令ではない、あくまでそういう自主的規律、そういう自治、これが基本になっていかなくちゃならぬという点であると思つておる。ですから、どうしても個人的事情からこの自習時間にぜひいろいろ外出をしたいというふうな思つてもなかなかそれが許可をされないという実情があるというのを私は耳にしておる。それを、言うなら振り切つて外出をしますと、後いふんな形での精神的な圧迫がかかるという事実を聞いておる。きょう時間がありませんから実例を挙げませんけれども、この点はよくいま御答弁の趣旨が本当に貫徹しているかどうか、この点嚴重なひとつ調査をやっていただきたいと思つておる。よろしゅうございませうか。

○政府委員(副島有年君) 私が先ほど申しましたとおりでございまして、そういう制限をやっていふというふうには聞いておりません。ただ、御承知のように全寮制をとっておりますので、庁舎の管理上の理由がございまして、門限は設けております。

○佐藤昭夫君 もう一つお尋ねをしますのは、いわゆる労働組合活動の自由は保障をされておるかという問題であります。当然これはまあさきさきの八時半から五時までという、この拘束時間以外の時間帯における労働組合活動の自由と、こういう理解で、理解というか、そういう前提でわかりやすくするために話を進めたいというふうな思ふんですけれども、この研修生の方々が組合活動をやる、そういう時間帯に、あるいは税関関係の労働組合がございまして、こういう労働組

合が研修生の人たちに労働組合としてのいろいろな働きかけをやる、こういう点はきちっと保障をされておるか、この点についてはどうですか。

○政府委員(副島有年君) 研修生も国家公務員でございますので、組合加入や組合活動の権利を持つておることはもう当然でございます。研修生自体の組合活動は何ら制限をしておりません。しかしながら、基礎科研修は税関職員としてのいわば最初の研修の場でございますし、研修生はこれからの実務開始に備えて大変な熱意と知識欲に燃えて研修に専念をしたいという希望を強く持つておられます。われわれとしてもそういうような環境づくりに協力をするというために、研修所の中においては勉学に直接関係のない外部からのいろいろな勧誘につきましては御遠慮を願つておる次第でございます。

○佐藤昭夫君 当然働く者としての組合活動の自由は保障をしておる、しかし研修所の建物の中ではという点、そこをえらく強調されました。端的にお尋ねを申し上げますけれども、たとえば労働組合が研修所や寮のその建物の中に組合掲示板を出すという、このことについては認められるんですか。

○政府委員(副島有年君) 先ほど申しましたように、研修所の中は勉学専念という環境づくりが非常に大事だということで、一切研修に直接関係のないビラは御遠慮を願つております。

○佐藤昭夫君 重大なことをおっしゃるじゃないですか。なぜ労働組合の正規の——当然その大きさというのをおのずから常識ありますね、壁よりも大きなやつをかけると言つたつてかけられるはずないわけですから、常識的な組合掲示板を出す。それは法的にも認知をされておる労働組合掲示板、こういうものを出すということがなぜ勉学上の妨げになるんですか。そんな論法をやっていって、どこの学校、学校にはこれは教職員組合があります。教職員組合が学校の中に組合掲示板出すということもこれもふさわしくないということ

になるでしょう。しかも同じ税関の關係の各本署、支署、ここには労働組合の揭示板というものはこれは認知されておる。そんなものはとても通る話ではありません。もう一回明確にしたい。○政府委員(副島有年君) これは佐藤委員と若干見解の相違がございますが、現在組合が研修所の外で、路上で研修生に組合のビラなんかを配布していることは私も承知をしております。それから研修生個人に面会を申し込むという場合は、本人の了承があれば何ら制限をしておりません。ただ、ただいま申し上げましたように、研修所の構内におきましてのいわゆるビラ張り、あるいは不特定多数の方々が面会を申し込むということは、勉強及び研修上御遠慮を願っているという現状でございます。

○佐藤昭夫君 私はどうしても納得できません。私尋ねておるのは一般論じゃなくて、組合の揭示板を置くということについて、それがなぜ同じ税関の中で——学校法人、学校教育法に基づく学校じゃないでしょう、これは。税関の一つのプランチとしての研修所でしょう。他の本署、支署には組合揭示板というのは公然と認知されておる。ところがなぜこれはいけないのか。組合揭示板を出すぐらいが研修所における研修活動の重大な妨げになるといふような論法は断じて通らないと思っております。しかも、そういう点でぜひこの問題は一遍検討していただきたい。組合揭示板は認めるという問題を検討していただきたいということが一つ。

それから先ほど来自由時間というのはいくら保障されておるんだというふうに言われましたから、この答弁はそれで私は確認をしておきますけれども、しかし実際はそうではないんじゃないかと、このことで私資料要求をいたしました。この研修所の運営規則ですね、これを要求いたしました。これは内規であって、外には発表できません。私、ここが怪しいと思っております。だからそういう点で一つのその集約的な典型的のあらわれがこの組合の揭示板で、ぜひこれは検討して

いただきたい。通らぬ論法だと。

○政府委員(副島有年君) 私自身は、先ほど来申し上げましたように、研修の本来の目的から言っているビラあるいはそういう種類のものは研修所の中においては行方べきではないという固い信念を持っております。

それから、ただいま御指摘のございました研修所の運営規則という問題は、これは実は内部の資料でございます。絶対に外部に発表してはいけないこと、事実上内部だけの資料であるということ、いままでそういう方針でやってきております。ただ、佐藤委員もそういう御指摘がございましたので、当委員会でも提出せよという御指示がございました。検討をしたいと思います。

○佐藤昭夫君 資料提出についてはひとつ委員長の方で……

○委員長(坂野重信君) いまの問題は後で理事会に諮った上で決定します。

○佐藤昭夫君 それで、もう時間が参りましたので、実は私、東京ラウンドの問題について三つ目の問題として幾つかお聞きをしたいと思っております。たんですけれども、もうこれ質問できる時間がなくなりました。大臣出席の次回の委員会で大臣の見解を問うということにいたしますが、いまずつと次官問答をお聞きになっていて、あなた、かつて果敢階の教育委員長もなさっていたということ、研修所という名前をつけておるからといってそこでどういふふうな労働組合活動やあるいは労働者としての基本的人権が守られなくちゃならぬかという点をよくお考えをいただいで、私は端的な一つの例としてここで最後にぐっと問い詰めておつたんですけれども、労働組合揭示板が認められないというふうな論法はこれはもう断じて通るものではないというふうに思います。この点次官から大臣によく御報告を願って、次回大臣からよく御答弁を聞くというふうにいたしますので、本日不満ながらこれで終わります。

○中村利次君 航燃税を今度は倍にしようというわけでありませうけれども、石油にかかると、油にかかると税金その他関税、原油油関税なんかはこれは関税ですけれども、そういうものを見てみますと、これはかなり、五十四年度の予算案でもこの航燃税の倍額値上げ、それからガソリン、地方道路、それから関税での原油減税の廃止というふうにかなりなものがあるわけでありませう。

私は航空機燃料税みたいなものは、これは陸海空の運賃体系等をならみ合わせて、しかし、お前そんなことを言つたって、税調の答申にしても航燃税値上げの理由にしても運賃には関係ないんです。これは空港整備、空港対策費として大変にどうも費用がよいかかっているから、あるいはその他そういうものに充当するんだと、これは五十二年以降の五カ年計画でも予備費を含めて九千二百億ですか、ですから、航燃税なんかを倍額にしてみたらそれは足りないんだとおっしゃるかも知れないけれども、私はしかし、それもそうだけれども、やっぱり陸海空の運賃体系、そういうものから燃料費を含めた陸海空の運賃はいかにあるべきかというのを考えるべきだと思つておるんです。

きょうはこの運賃体系は取り上げませんよ。運輸省にもそういうことは聞きませんけれども、本質的にはやっぱりそうでなきゃならない。輸送のずうととこ——これは調査室からいただいた資料なんかを見ても、ここ五十五年——二十年あたりは航空機の占める割合というのがかなり高くなつて、非常に目立ちます。国鉄がもうがた減りです。それから乗用車による輸送というのが非常にふえておる。こういうところが非常に特色になつておるんですね。

そうなりますと、やっぱり私は運賃体系を無視したところの決め方というものはだんだんそぐわなくなつてくるんじゃないかと思つておるんです。まず、きょうは——主税局長は開店休業のようでございますが、私も実は主税局長にお伺いすることが余り多くないんです。手持ちぶさたで恐縮ですけれども、

まず運輸省に、航空燃料費の運賃に占める割合、

大体どんなものですか。

○政府委員(永井浩君) 現在、航空機燃料税が航空会社の経費に占める割合は大体五・五%程度でございます。

○中村利次君 キロリッター当たり一万三千円として五・五%ですね。

○政府委員(永井浩君) そのとおりでございます。

○中村利次君 どうもこれは、時間が短いものだからどうしようもないんですけれども、これは私は、前に運輸省航空局に質問をしたときに、いわゆる利用率と言ふんですか、飛行機に乗る客の数ですね、いわゆる何%か、損益の分岐点と言ふんだか分岐点と言ふんだか、それはどのくらいだと聞いたところが、あれは機種によつて違ふんだそうなんです。ぜひ——ただいま伺うのはどうも都合が悪ければ後でもいいんですが、機種によつてどういふぐあいに違い、大体どれくらいが分岐点になつておるのか。

○政府委員(永井浩君) 機種によつて確かに御指摘のように違ふわけでございますが、大ざっぱに言いますと、従来運賃の改定などにおいて私どもが検討いたしております利用率は、幹線におきましては大体六五%、それからローカル線において七〇%程度乗れば収支とんとんであるというふうな基準ではじいております。ただ、実際に飛行機が大型化してまいりまして非常に合理化がされておりますが、一方、YS等輸送人員の少ない飛行機もございまして、YS等においてはかなり高利用率がないとペイしない、こういう状況でございます。

○中村利次君 ほくは大変にどうも首をかき上げたくなるんですがね。利用率七〇%なければペイできないんじゃないか、ちよつとこれは私どもの素人考えでは、昭和四十年代から五十年にかけて——最近国鉄がうんと値上がりしたものですから航空会社笑いがとまらないやうですけれども、利用率は七〇%台に乗つた年度というものはそれほどない。しかし、やっぱりそれで結構



それで、石油関係の諸税は御案内のとおりすべて消費税、間接税でございますから、これが生産のコストを通じて、または直接にそれぞれのユーザーの消費支出を通じて負担されていくわけでございます。その場合にどうしても油の価格というものが基礎になって税負担というものがお願ひできるかどうかというのを判断せざるを得ないと思ふんです。それが直接消費に帰するものと、それから航空機燃料税なりLPG税はそうでございますが、いわば生産手段と申しますか中間と申しますか、そういうものにかかって最終のサービス価格に反映するものと二通りあると思ひます。それをどういふふうに住組んでいくかという事は、一つは石油価格または石油製品価格、それから生じてまいります担税力というものを、それから燃料として使われます航空機燃料税とかLPGでございますと、タクシーの料金なり航空機燃料金というものを最終的に考えなければならぬと思ひます。

しかし、別の観点からいたしますと、石油にかかっております諸税はすべて現行の制度のもとでは特定財源でございます。道路、空港、それからエネルギー対策、そういう特定財源でございますこと、一般の税負担ないし公債発行をもつて道路整備を行う、または空港の整備を行う、エネルギー対策を行う、または空港の整備を行う、これも受益者、直接、間接の受益者であります。こういった石油ないし石油製品の消費者に負担をお願いしてそういう事業を進めるのがいいかという選択の問題もござります。

従来は揮発油税なり、航空機燃料税は今初回でございますが、そのほかの石油関係諸税の引き上げをお願いいたしますときに、主として担税力と申しますか石油製品価格に占める税負担の大きさと重さというものを、それからそれからそれぞれの特定財源の使途の需要と、両方のサイドを勘案してお願ひしてきておたわけでありませうけれども、これから先はやはりいまお示しのあるように、石油全体の価格水準がほかの物の価格水準に比べて上がり方が激しい、上昇の度合いが大

きいということも念頭に置いてといたしますか、深く配慮いたしまして、これから財政需要との関連について総合的に検討していかねければならぬと、こう思っております。

○中村利次君 時間がなくなりましたから……よくわかりました。私も大体そう考えます。たとえば原油開関なんかでも、五十四年度の予算で千五百四十億ですか、これも私どもはそれほどの抵抗も感じなかつた。石炭対策は、これは日本の唯一の地下資源でありエネルギー資源だといふので非常に大事なものと考へてきましたが、これから先やっぱり石油本体がこればかりどうも頭痛の対象になるといふことになりまして、石炭対策費にほとんどが特別会計から使われておる原油開関も、絶対にこれだといふは言い切れないといふようなことになりかねない。そういうものを含めてやっぱり慎重な対応というものをやっつけていかなければならないと思ふんですが、お答えをお伺いしているのとまた時間がたちますから、いいでしょう。

どうもありがとうございます。○委員長(坂野重信君) 両案に対する本日の質疑は、この程度にいたします。次回は三月一日、午前十時開会することとし、本日はこれにて散会いたします。午後二時三十六分散会

二月十六日日本委員会に左の案件が付託された。一、一般消費税新設反対等に関する請願(第五三九号)(第五四〇号)(第五四一号)(第五四二号)(第五四三号)(第五四四号)(第五四五号)(第五四六号)(第五四七号)(第五四八号)(第五四九号)(第五五〇号)(第五五一号)(第五五二号)(第五五三号)(第五五四号)一、みなし法人課税(事業主報酬)制度の合理化に関する請願(第五九七号)

一、ばちんこ機に対する物品税率引下げに関する請願(第六一一号)

一、一般消費税新設反対等に関する請願(第六一五号)(第六一六号)(第六二二号)(第六二三号)一、ばちんこ機に対する物品税率引下げに関する請願(第六五五号)(第六五六号)(第六六〇号)

一、一般消費税導入反対等に関する請願(第六三三号)第五三九号 昭和五十四年二月二日受理

一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 横浜市金沢区六浦一ノ二三ノ一八 高木孝之助外二千八百八名 紹介議員 市川 正一君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四〇号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 横浜市金沢区六浦町一、七〇七 大槻タマ外二千八百八名 紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四一号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願(二通) 請願者 神奈川県茅ヶ崎市芹沢九一三 岩永貞夫外四千八百八名 紹介議員 小笠原貞子君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四二号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 神奈川県茅ヶ崎市高田九四 井上晴治外二千八百八名 紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四三号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台五ノ七ノ三〇二 嘉藤一孝外二千八百八名 紹介議員 下田 京子君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四四号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 横浜市金沢区六浦町一、〇二四 吉川ハル外二千八百八名 紹介議員 沓脱タケ子君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

請願者 横浜市金沢区六浦町一、六三五 坂倉富美子外二千八百八名 紹介議員 河田 賢治君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四五号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 神奈川県茅ヶ崎市芹沢二、九二四 石井正明外二千八百八名 紹介議員 小巻 敏雄君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四六号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 神奈川県茅ヶ崎市室田八八 龍蔵外二千八百八名 紹介議員 佐藤 昭夫君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四七号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台五ノ七ノ三〇二 嘉藤一孝外二千八百八名 紹介議員 下田 京子君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四八号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 横浜市金沢区六浦町一、四七三 久保寺タミ外二千八百八名 紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四九号 昭和五十四年二月二日受理 一般消費税新設反対等に関する請願 請願者 横浜市金沢区六浦町一、四七三 久保寺タミ外二千八百八名 紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五四九号 昭和五十四年二月二日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 横浜市金沢区六浦町三、三三三  
中島コト外二千八百八名  
紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五五〇号 昭和五十四年二月二日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 神奈川県茅ヶ崎市芹沢一、四五二  
小松セツ子外二千八百八名  
紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五五一号 昭和五十四年二月二日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台一〇ノ七  
ノ二〇五 今北武外二千八百八名  
紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五五二号 昭和五十四年二月二日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 神奈川県茅ヶ崎市鶴が台一七ノ一  
ノ五〇三 柿沼宏泰外二千八百八  
名  
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五五三号 昭和五十四年二月二日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 横浜市金沢区六浦四ノ六 西出カ  
オル外二千八百八名  
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五五四号 昭和五十四年二月二日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願

請願者 横浜市金沢区洲崎町三ノ三ノ二〇  
五 松山祐助外二千八百八名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第五九七号 昭和五十四年二月五日受理  
みなし法人課税(事業主報酬)制度の合理化に関する請願  
請願者 山口県豊浦郡菊川町田部七九二ノ  
六 菊川町青色申告会内 田坂潤治  
紹介議員 徳永 正利君

この請願の趣旨は、第三四号と同じである。

第六一〇号 昭和五十四年二月五日受理  
ばちんこ機に対する物品税率引下げに関する請願  
請願者 群馬県多野郡新町二、六三五 白  
森玉  
紹介議員 栗原 俊夫君

ばちんこ機にかかる物品税を適正な税率(十パーセント以下)に改正されたい。

理由 ばちんこは、戦後から国民大衆のささやかな娯楽として今日に至り、今や二千万人以上のファンに愛され、正しく国民大衆の健全娯楽となっている。ばちんこ機は資材等の更新により当初五千円程度のものが、最近は一萬五千円から八万円程度の価格となり、税額も当初七百円前後のものが昨今は三千円から九千円となり、しかも、ばちんこ遊技場に対しては、利益のいかにかわらず毎月一台当たり全国平均二百五十円の娯楽施設利用税が徴取され、六箇月ごとの許可更新時には納税完納証明がなければ許可されないという仕組みになっている。石油ショック以来の不況により、メーカーも遊技場も、その経営が非常に悪化し、大半の遊技場が赤字経営の実情にあるなかで、通常六箇月から一年程度の使用で、一部を除き廃棄処分がされてしまえばちんこ機に対する二十パーセントの税率は、納税者の過重な負担かつ担税能力を超えるものである。(資料添付)

第六一五号 昭和五十四年二月六日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 愛知県豊橋市大岩町北元屋敷一一  
伴美智子外一万三千四百七十一名  
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第六一六号 昭和五十四年二月六日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 東京都杉並区今川二ノ二〇ノ二三  
坂本和夫外一万七千四百名  
紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第六二二号 昭和五十四年二月六日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 札幌市中央区大通西一八丁目 橋  
本道子外一万六千五百五十七名  
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第六二三号 昭和五十四年二月六日受理  
一般消費税新設反対等に関する請願  
請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三  
吉田要作外六百九十六名  
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二三号と同じである。

第六五五号 昭和五十四年二月七日受理  
ばちんこ機に対する物品税率引下げに関する請願  
請願者 奈良市法華寺町三〇ノ六ノ一〇六  
奈良県遊技業協同組合理事長 橋  
爪宗太夫  
紹介議員 新谷貢三郎君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第六五六号 昭和五十四年二月七日受理  
ばちんこ機に対する物品税率引下げに関する請願

(二通)  
請願者 横浜市中区本郷町一ノ二 町田敏  
男外一名  
紹介議員 秦野 章君  
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第六六〇号 昭和五十四年二月八日受理  
ばちんこ機に対する物品税率引下げに関する請願  
請願者 奈良市橋本町二二ノ一 北浦嘉蔵  
紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第六六三号 昭和五十四年二月八日受理  
一般消費税導入反対等に関する請願  
請願者 京都市右京区太秦宮前町三六 上  
野康史外百三十名  
紹介議員 橋山 篤君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法律案  
租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の四」を「第二十九条の五」に、「及び譲渡所得」を「及び譲渡所得等」に、「第三十一条の三」を「第三十一条の四」に、「第九款その他の特例(第三十八条―第四十条の三)」を「第九款その他の特例による所得の課税の特例十款その他の特例(第三十八条―第四十条の三)(第三十七条の五)」に、「第四十一条の十四」を「第四十一条の十五」に、「第四十二条の三」を「第四十二条の三・第四十二条の四」に改める。

「第四十一条の十五」に、「第四十二条の三」を「第四十二条の三・第四十二条の四」に改める。





れているものに限る。に保る同項の承認を受け  
 た同法第二条に規定する中小企業者であるもの  
 が、当該事業合理化計画を実施する期間として  
 当該事業合理化計画に定める期間（当該期間が  
 五年を超える場合には、当該期間の開始の日か  
 ら同日以後五年を経過する日までの期間）内に、  
 当該事業合理化計画に定める機械及び装置並び  
 に建物及びその附属設備のうち政令で定めるも  
 のでないもの（第十一条から前条までの規定の適  
 用を受けるものを除く。以下次項までにおいて  
 「事業合理化用機械等」という。）を取得し、又  
 は事業合理化用機械等を製作し、若しくは建設  
 して、これを当該個人の事業（事業に準ずるも  
 のとして政令で定めるものを含む。）の用に供し  
 たときは、その用に供した日の属する年におけ  
 る当該個人の不動産所得の金額又は事業所得の  
 金額の計算上、当該事業合理化用機械等の償却  
 費として必要経費に算入する金額は、所得税法  
 第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事  
 業合理化用機械等について同項の規定により計  
 算した償却費の額とその取得価額の四分の一  
 （建物及びその附属設備については、八分の一）  
 に相当する金額との合計額以下の金額で当該個  
 人が必要経費として計算した金額とする。ただ  
 し、当該事業合理化用機械等の償却費として同  
 項の規定により必要経費に算入される金額を下  
 ることはできない。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適  
 用する場合について準用する。  
 第十三条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」  
 を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。  
 第十三条の二第二項中「第十二条の三」を「第  
 十二条の四」に改め、同項第一号中「昭和五十四  
 年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」  
 に改め、「当該特定業種のうち繊維工業構造改善  
 臨時措置法（昭和四十二年法律第八十二号）第二  
 条第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除  
 く。」を削り、「承認前に中小企業近代化促進法第  
 四条第一項」を「承認前に同項」に改め、同項第  
 二号中「において繊維工業構造改善臨時措置法」  
 の下に「（昭和四十二年法律第八十二号）」を加え、  
 「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五  
 年十二月三十一日」に改め、同条第二項第二号中  
 「昭和五十三年までの各年」を「当該年の一月一  
 日以後五年を経過した日の前日の属する年までの  
 各年（昭和五十八年までの各年に限る。）」に改め  
 る。  
 第十四条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」  
 を「昭和五十六年三月三十一日」に、「所得税法の  
 施行地」を「都市計画法（昭和四十三年法律第百  
 号）第四条第二項に規定する都市計画区域内」に  
 改め、「限り、当該貸家住宅」の下に「その年分  
 の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入する  
 償却費の額の計算に關し第十二条の四の規定の適  
 用を受けるものを除く。」を加え、「同法第四十九  
 条第一項」を「所得税法第四十九条第一項」に改  
 め、同条第二項中「第十二条の二」の下に「若し  
 くは第十二条の四」を加える。  
 第十五条第一項中「計算上当該特定備蓄施設等」  
 の下に「（その年分の不動産所得の金額又は事業所  
 得の金額の計算上必要経費に算入する償却費の額  
 の計算に關し第十二条の四の規定の適用を受ける  
 ものを除く。）」を加える。  
 第十六条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」  
 を「昭和五十六年三月三十一日」に、「第十二条の  
 三」を「第十二条の四」に改める。

第十六条の二第二項中「昭和五十一年法律第八  
 十四号」を削り、「工業再配置促進法（昭和四  
 十七年法律第七十三号）第五条第一項又は工場立  
 地法（昭和三十四年法律第二十四号）第十四条第  
 一項」を「又は工業再配置促進法（昭和四十七年  
 法律第七十三号）第五条第一項」に、「移転及び  
 整備」を「及び移転」に改め、同項第五号を削る。  
 第十八条第一項に次の一号を加える。  
 四 産地中小企業対策臨時措置法第三条第一項  
 に規定する振興計画（同項に規定する新商品  
 又は新技術の開発に關し定められているもの  
 に限る。）に係る同項の承認を受けた同項に規  
 定する産地組合 同法第七条第一項に規定す  
 る負担金  
 第十九条第一項中「各年」を「昭和五十四年か  
 ら昭和六十三年までの各年」に、「この条」を「こ  
 の項」に、「におけるたな卸資産の帳簿価額の合計  
 額から当該合計額の百分の九十八（国際的な市場  
 で取引される等のため価格変動の著しい物品とし  
 て政令で定めるもの（次項において「価格変動の  
 著しい物品」という。）については、百分の九十五）  
 に相当する金額を控除した金額（当該金額）」に  
 おいて有するたな卸資産の次の各号に掲げる区分  
 に従い当該各号に定めるところにより計算した金  
 額の合計額（当該合計額）に改め、同項に次の各  
 号を加える。  
 一 たな卸資産のうち次号に掲げるもの以外の  
 ものについては、次のイからホまでに掲げる  
 年分の区分に応じ、その年十二月三十一日に  
 おける当該たな卸資産の帳簿価額の合計額か  
 ら当該合計額に次のイからホまでに掲げる割  
 合を乗じて計算した金額を控除した金額  
 イ 昭和五十四年分 百分の九十八・三  
 ロ 昭和五十五年分 百分の九十八・六  
 ハ 昭和五十六年分 百分の九十八・九  
 ニ 昭和五十七年分 百分の九十九・二  
 ホ 昭和五十八年分 百分の九十九・六  
 二 たな卸資産のうち国際的な市場で取引され  
 る等のため価格変動の著しい物品として政令

で定めるもの（以下この号において「価格変  
 動の著しい物品」という。）については、次の  
 イからヌまでに掲げる年分の区分に応じ、そ  
 の年十二月三十一日における当該価格変動の  
 著しい物品の帳簿価額の合計額から当該合計  
 額に次のイからヌまでに掲げる割合が乗じて  
 計算した金額を控除した金額  
 イ 昭和五十四年分 百分の九十五・四  
 ロ 昭和五十五年分 百分の九十五・八  
 ハ 昭和五十六年分 百分の九十六・二  
 ニ 昭和五十七年分 百分の九十六・六  
 ホ 昭和五十八年分 百分の九十七  
 ト 昭和五十九年分 百分の九十七・五  
 チ 昭和六十年分 百分の九十八  
 リ 昭和六十一年分 百分の九十八・五  
 ヲ 昭和六十二年分 百分の九十九  
 ッ 昭和六十三年分 百分の九十九・五  
 第十九条第二項を削り、同条第三項中「第一項」  
 を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条  
 第四項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同  
 条第三項とし、同条第五項中「添付」を「添付」  
 に改め、同項を同条第四項とする。  
 第二十条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」  
 を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第  
 十一項中「前条第五項」を「前条第四項」に、「同  
 条第五項」を「同条第四項」に改める。  
 第二十条の二を次のように改める。  
 （プログラム準備金）  
 第二十条の二 青色申告書を提出する個人で次の  
 表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年  
 から昭和五十六年までの各年（事業の全部を譲  
 渡し、又は廃止した日の属する年を除く。）にお  
 いて、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備  
 えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の  
 金額をプログラム準備金として積み立てたとき  
 は、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした  
 年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算  
 入する。

個人	費用	金額
<p>一 情報処理振興事業協会等に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定するソフトウェア業（以下この条において「ソフトウェア業」という。）を営む個人</p>	<p>同条第二項に規定するプログラム（以下次号までにおいて「プログラム」という。）のうち同法第三条第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム（以下この号において「汎用プログラム」と総称する。）の開発に要する費用</p>	<p>その年分の事業所得に係る総収入金額のうち汎用プログラムで当該個人が開発したもののとして政令で定めるものの譲渡又は提供に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の五十に相当する金額</p>
<p>二 ソフトウェア業を営む個人（当該ソフトウェア業と電子計算機の販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く）のうち、相手方との間に締結した契約に基づき、その作成に係るプログラムの欠陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修を行っているもの</p>	<p>当該プログラムの補修に要する費用</p>	<p>その年分の事業所得に係る総収入金額のうち当該プログラムの作成に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の〇・五に相当する金額</p>

2

前項に規定する個人のその年の十二月三十一日において、前年から繰り越されたプログラム準備金の金額（その日までに次項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年の十二月三十一日まででこの項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうちその積立てをした年の翌年一月一日から四年を経過したもの（以下この項において「据置期間経過準備金」という。）がある場合には、当該据置期間経過準備金については、その積立てをした年別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした年分の事業所得の金額の計算上前項の規定により必要経費に算入された金額の四分の一に相当する金額（当該四分の一に相当する金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額に相当する金額）を、それぞれ、その年分の事業所

3

得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第一項のプログラム準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合において、第二号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定する当該プログラム準備金の金額をその積立てをした年別に区分した各金額のうち、その積立てをした年が最も古いものから順次総収入金額に算入されるものとする。

一 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合  
その譲渡し、又は廃止した日におけるプログラム準備金の金額

二 前項、前号及び次項の場合以外の場合においてプログラム準備金の金額を取り崩した場合  
その取り崩した日におけるプログラム準備

4

金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項のプログラム準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）におけるプログラム準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該プログラム準備金の金額については、前二項及び第六項の規定は、適用しない。

第十九条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「所得税法第二百二十条第一項又は第二百二十三条第一項（これらの規定を同法第二百六十六条において準用する場合を含む。）の規定による申告書（これらの申告書に係る期限後申告書を含む。）とあるのは、「確定申告書」と読み替へるものとする。

前条第十二項から第十四項までの規定は、第一項のプログラム準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人がソフトウェア業を承継した場合について準用する。この場合において、同条第十二項から第十四項までの規定中「中小企業海外市場開拓準備金」とあるのは、「プログラム準備金」と読み替へるものとする。

第二十條の三第六項及び第二十條の四第五項中

5

「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に改める。

第二十一条第一項中「及び第四号」を削り、「百分の二十」を「百分の十」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に改める。

第二十二條第六項中「第十九条第五項」を「第十九条第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

第二十六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「医業又は歯科医業を営む個人が、各年において」を「前項に規定する社会保険診療とは」に、「につき支払を受けるべき金額がある場合には、その年分の事業所得の金額の計算上、当該給付又は医療若しくは助産に係る費用として必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七條第一項及び第二編第二章第二節第四款の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする」を「をいう」に、「基く」を「基づく」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

医業又は歯科医業を営む個人が、各年において、社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合には、その年分の事業所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る費用として必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七條第一項及び第二編第二章第二節第四款の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ、金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十二
二千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の七十
三千万円を超え四千万円以下の金額	百分の六十二
四千万円を超え五千万円以下の金額	百分の五十七
五千万円を超える金額	百分の五十二

第二十七条中「同項各号」を「同条第二項各号」に改める。

第二十八条の三第十一項中「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める。

第二十八条の四第二項第四号中「昭和四十三年法律第百号」を削り、「附則第四項」を「同法附則第四項」に改め、「次に掲げる要件」の下に「当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及びロに掲げる要件」を加え、同項第五号中「次に掲げる要件」の下に「当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件」を加える。

第二十八条の五第一項中「昭和五十三年法律第二号」を削り、「第四条第一項に規定する認定中小企業者に該当するもの昭和五十二年又は昭和五十三年」を「第三条第一項の認定又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法第三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者（以下この条において「認定中小企業者」という。）の昭和五十三年又は昭和五十四年」に、「昭和五十二年又は昭和五十三年に限る」を「昭和五十三年又は昭和五十四年に限る」に改め、同条第二項中「昭和五十二年又は昭和五十三年」を「昭和五十三年又は昭和五十四年」に改め、「同項の」を削り、同条第三項中「第一項の認定中小企業者」を「認定中小企業者」に、「昭和五十二年又は昭和五十三年」を「昭和五十三年又は昭和五十四年」に改める。

第二章第三節中第二十九条の四を第二十九条の五とし、第二十九条の三第一項中「昭和五十四年十二月三十一日」を「昭和五十六年十二月三十一日」に改め、同条を第二十九条の四とし、第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（恩給に係る給与所得の源泉徴収の特例）

第二十九条の三 居住者が支払を受ける恩給（一時恩給を除く。）については、その年中に支払を受けるべき当該恩給の額が政令で定める日の現況において政令で定める金額に満たない場合には、所得税法第百八十三条第一項の規定による所得税の徴収及び納付並びに同法第百九十四条

第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出は、要しないものとする。

第二章第四節の節名中「譲渡所得」を「譲渡所得等」に改める。

第三十条の二第二項中「昭和五十四年十二月三十一日」を「昭和五十六年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「」に相当する課税長期譲渡所得金額」を「以下次条までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。）に改め、同条第三項第一号中「（長期譲渡所得の課税の特例）」の下に「（同法第三十一条の二（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）又は第三十一条の三（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第三十一条の三第二項中「第三十一条の三第一項」を「第三十一条の四第一項」に改め、第二章第四節第二款中同条を第三十一条の四とし、第三十一条の二第一項を次のように改め、同条を第三十一条の三とする。

個人が、昭和五十四年一月一日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に、その有する土地等で昭和五十四年一月一日前に取得したものであるものが同日以前に取得したもので同日以後に相続により取得したものその他の政令で定めるものを含む。）の譲渡をした場合において、当該譲渡が特定市街化区域農地等の譲渡で当該特定市街化区域農地等を宅地の用その他の政令で定める用途に供するためのもの（当該譲渡につき農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

第五条第一項第三号の届出を要する場合には、当該届出がされた後に行つたものに限る。）に該当するときは、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十四年分及び昭和五十五年分の所得税については、第三十一条第一項第一号中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、「百分の二十一」とあるのは「百分の十五」と、同項第二号中「が

二千万円」とあるのは「が四千万円」と、「四百万円」とあるのは「六百万円」と、「課税長期譲渡所得金額につき、この項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の二十に相当する」として、同条の規定を適用するものとし、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十六年分の所得税については、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和五十五年分の所得税の例による。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）

第三十一条の二 前条第一項の場合において、同項の譲渡で優良住宅地等のための譲渡に該当するものがあるときは、その年中の同項の譲渡が次条第一項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）による譲渡所得については、前条第一項の規定により当該譲渡に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する所得税の額は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の当該各号に掲げる金額に相当する額とする。

一 その年中の前条第一項の譲渡の全部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 八百万円

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前

条第一項及びこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち四千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

二 その年中の前条第一項の一部が優良住宅地等のための譲渡に該当する場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額

イ 当該課税長期譲渡所得金額のうちその年中の前条第一項の譲渡で優良住宅地等のための譲渡以外のものに係る部分の金額（以下この号において「一般課税長期譲渡所得金額」という。）が二千万円以下で、かつ、当該課税長期譲渡所得金額のうち当該優良住宅地等のための譲渡に係る部分の金額（以下この号において「特定課税長期譲渡所得金額」という。）が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二十に相当する金額

ロ 当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合又は当該課税長期譲渡所得金額のうち一般課税長期譲渡所得金額が二千万円以下で特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般課税長期譲渡所得金額を控除した金額を超える場合のいずれかに該当する場合 次に掲げる金額の合計額

(1) 一般課税長期譲渡所得金額（当該一般課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合には、二千万円。以下この号において「一般比例課税金額」という。）と特定課税長期譲渡所得金額（当該特定課税長期譲渡所得金額が四千万円から当該一般比例課税金額を控除した金額を超える場合には、当該控除後の金額に相当する金額。以下この号において「特定比例課税金額」という。）との合計額の百分の二

十に相当する金額

(2) 当該課税長期譲渡所得金額につき、前条第一項及びこの項の規定の適用がなく、かつ、所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「二分の一(租税特別措置法第三十一條の二第一項二号イ(優良住宅地の造成等)のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)に規定する一般課税長期譲渡所得金額に相当する金額については、四分の三」と読み替えた場合に算出される所得税の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち一般比例課税金額と特定比例課税金額との合計額を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額

2 前項に規定する優良住宅地等のための譲渡とは、次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものをいう。

一 土地等の譲渡で国又は地方公共団体に對するもの

二 日本住宅公団、宅地開発公団、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるところに對する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの

三 土地等の譲渡で第三十三條の四第一項に規定する収用交換等によるもの(前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

四 都市計画法第二十九條又は同法附則第四項の許可(以下この項において「開発許可」という。)を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地(次に掲げる要件を満たすものに限る。)の造成を行う個人(同法第四十四條に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個

人又は当該地位を承継した個人。第四項において同じ。)又は法人(同条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位を承継した法人。第四項において同じ。)に對する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの  
イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル以上のものであること。  
ロ 当該一団の宅地の造成が当該開発許可の内容に適合して行われると認められるものであること。

五 その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地(次に掲げる要件を満たすものに限る。)の造成を行う個人(当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該造成を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第四項において同じ。)又は法人(当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二條第十一号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人。第四項において同じ。)に對する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの

イ 当該一団の宅地の面積が千平方メートル以上のものであること。  
ロ 都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内において造成されるものであること。

ハ 当該一団の宅地の造成が、住宅建設の用に供される優良な宅地の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、当該認定の内容に適合して行われると認められるものであること。

六 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅(それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限る。)の建設を行う個人(当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。第四項において同じ。)又は法人(当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第二條第十一号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人。第四項において同じ。)に對する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)

イ 一団の住宅にあつてはその建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること。  
ロ 中高層の耐火共同住宅にあつては住居の用途に供する独立部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九號)第二條第一項に規定する建物の部分に相当するものをいう。)が三十以上のものであることその他政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 前号ロに規定する都市計画区域内において建設されるものであること。  
ニ 当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて政令で定めるところにより都道府県知事(当該中高層の耐火共同住宅でその用に供される土地の面積が千平方メートル未満のものにあつては、市町村長)の認定を受けたものであること。

3 第一項の規定は、前条第一項の場合において、同項の譲渡で確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間

(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間)内に前項第四号から第六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき大蔵省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第六項において同じ。)に該当するものがあるときについて準用する。この場合において、第一項中「優良住宅地等のための譲渡」とあるのは「第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡」と、「その年中の同項」とあるのは「その年中の前条第一項」と読み替えるものとする。

4 前項の規定の適用を受けた者から同項の規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第二項第四号若しくは第五号の造成又は同項第六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が前項に規定する期間内に第二項第四号から第六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該前項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該譲渡についてその該当することとなつたことを証する大蔵省令で定める書類を交付しなければならぬ。

5 第三項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、納税地の所轄税務署長に対し、大蔵省令で定めるところにより、当該書類を提出しなければならない。

6 第三項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に第二項第四号から第六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、当該期間を経過した日から四月以内に第三項の規定の適用を受けた譲渡のあつた日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければなら

第五部 大蔵委員会會議録第四号 昭和五十四年二月二十二日【參議院】

ない。この場合において、その該当しないこととなつた譲渡は、同項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

7 前項の場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

8 第六項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

二 当該修正申告書で第六項に規定する提出期限内に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第三十一条の二第六項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号及び第六十五条第一項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十一条第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

第三十二条第四項中「同条第三項中」を「同条第三項第一号中」「第三十一条第一項（長期譲渡所得の課税の特例）（同法第三十一条の二）（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）又は第三十一条の三（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の規定により適用される場合を含む。以下同じ。」とあるのは「第三十二条第一項又は第二項（短期譲渡所得の課税の特例）」と、

「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第二号中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」とを削る。

第三十三条第一項中「買取」を「買取り」に、「買入」を「買入れ」に、「こえる」を「超える」に改め、「第三十一条」の下に「（第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。第三十三条の四第一項第一号、第三十四条第一項第一号、第三十四条の二第一項第一号、第三十四条の三第一項第一号、第三十五条第一項第一号及び第三十八条第一項第一号を除き、以下第三十八条までにおいて同じ。）」を加える。

第三十三条の六第二項中「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める。

第三十四条の二第二項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 石油公団法（昭和四十二年法律第九十九号）第十九条第一項第八号に規定する石油の備蓄に必要な施設で政令で定めるものの用に供するために土地等が石油公団に買収取られる場合

第三十四条の二第二項に次の一号を加える。

十六 自然公園法第四十一条に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第四十二条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域内における行為につき同法第十七条第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第四節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境庁長官が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第四十五条第一項に規定する都道府県自然環境保全地域のうち同法第四十六条第一項に規定する条例の定めるところにより特別地区として指定された地区で、当該地区内における行為につき同法第二十五条第一項に規定する特別

地区内における行為に関する同法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われていない地区として環境庁長官が認定した地区内の土地が地方公共団体に買収取られる場合第三十七条の三第二項中「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める。

第二章第四節中第九款を第十款とし、第八款の次に次の一款を加える。

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例

（有価証券の譲渡による所得の課税の特例）第三十七条の五 次に掲げる所得については、所得税法第九条第一項第十一号の規定は、適用しない。

一 同一銘柄の株式又は出資を相当数譲渡したことによる所得として政令で定めるもの（所得税法第九条第一項第十一号イからニまでに掲げる所得に該当するものを除く。）

二 証券取引所が特定銘柄の株式につき価格の変動その他売買状況等に異常な動きをもちたす基因となると認められる相当数の買集めがあり、又はその疑いがあると認められるとして指定した場合における当該株式の相当数の売買による所得として政令で定めるもの（前号又は所得税法第九条第一項第十一号イ若しくはロに掲げる所得に該当するものを除く。）

2 前項第一号又は第二号に掲げる所得の基因となる株式若しくは出資の譲渡又は株式の売買の場合において、所得税法第九条第二項第三号の規定の適用については、同号中「ニまで」とあるのは「ニまで又は租税特別措置法第三十七条の五第一項第一号若しくは第二号（有価証券の譲渡による所得の課税の特例）」と、又は譲渡

とあるのは「若しくは譲渡又は株式若しくは出資の譲渡若しくは株式の売買」とする。

第四十一条の三第三項第二号中ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 住宅金融公庫若しくは沖振興興業金融公庫から勤労者財産形成促進法第十条第一項本文の貸付けで第一項第四号に掲げる要件を満たすもの又はこれらの貸付け及び支払者等若しくは貯蓄取扱機関から、若しくは貯蓄取扱機関のあつせんにより金融機関から同号に掲げる要件を満たす貸付けを受けて支払う方法

第四十一条の九第一項並びに第四十一条の十一第一項及び第二項中「昭和五十四年十二月三十一日」を「昭和五十六年十二月三十一日」に改める。

第二章第六節中第四十一条の十四を第四十一条の十五とし、第四十一条の十三の次に次の一条を加える。

（同居する老親等に係る扶養控除の特例）第四十一条の十四 居住者の有する所得税法第二十一条第一項第三十四号の二に規定する老人扶養親族が当該居住者又は当該居住者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該居住者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者である場合には、当該老人扶養親族に係る同法第八十四条第三項に規定する扶養控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項の金額に五万円を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替へるものとする。

第八十五条第三項	老人扶養親族若しくはその他の扶養親族	租税特別措置法第四十一条の十四第一項（同居する老親等に係る扶養控除の特例）に規定する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくは老人扶養親族以外の扶養親族
----------	--------------------	---



第九十條第二号ハ	の規定	及び祖稅特別措置法第四十一條の十四第一項（同居する老親等に係る扶養控除の特例）の規定
第九十四條第一項	老人扶養親族	祖稅特別措置法第四十一條の十四第一項（同居する老親等に係る扶養控除の特例）に規定する老人扶養親族又はその他の老人扶養親族
第五号		

第四十二條の三第一項中「第六十六條の五」を「次条」に改め、第三章第一節の二中同條の次に次の一條を加える。

（産業転換設備等を取扱した場合は法人稅額の特別控除）

第四十二條の四 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産（以下この條において「産業転換設備等」という。）を取扱し、又は産業転換設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人稅法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合（特定不況産業安定臨時措置法第二條第一項各号に掲げる業種（以下この項において「構造不況業種」という。）以外の業種に属する事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この條において「供用年度」という。）の所得に対する法人稅の額（この條及び前条並びに法人稅法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人稅の額とし、國稅通則法第二條第四号に規定する附帶稅の額を除く。以下この項及び第三項において同じ。）からその事業の用に供した産業転換設備等（次条から第四十六條まで、第四十九條、第五十一條若しくは第五十一條の二又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得價額の合

計額（第一号に掲げる法人（政令で定める中小企業者に該当する法人を除く。）にあつては、当該産業転換設備等のうち次条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる減価償却資産（以下次項までにおいて「特定設備等」という。）に該当するもの以外のものの取得價額の合計額が対象資産基準額を超える場合には、その超える金額を控除した金額）の百分の十に相当する金額（以下この條において「投資稅額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における投資稅額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人稅の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 特定不況産業安定臨時措置法第二條第一項に規定する特定不況産業（次項において「特定不況産業」という。）に属する事業を営むものとして政令で定める法人（次号及び第三号に掲げる法人に該当するものを除く。）構造不況業種以外の業種に属する事業の用に供する機械及び装置並びに特定設備等に該当するその他の減価償却資産

二 中小企業事業転換対策臨時措置法第三條第一項の認定を受けた同法第二條に規定する中小企業者又は円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第三條第一項の認定を受けた同法第二條に規定する中小企業者 構造不況業種以外の業種に属する事業の用に供する機械及び装置、工具並びに器具及び備品で政令で定めるもの並びに特定設備等に該当するその他の

減価償却資産

三 中小企業事業転換対策臨時措置法第三條第一項第一号又は第二号の規定に基づき指定された業種に属する事業、昭和五十五年三月三十一日までに円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第三條第一項第一号又は第二号の規定に基づき指定された業種に属する事業その他の最近における内外の經濟的事情の著しい変化に対処して緊急に構造改善を図ることが必要であると認められる事業として政令で定める事業を営む中小企業者又は農業協同組合等（第四十五條の二第一項に規定する農業協同組合等をいう。）として政令で定める法人（前号に掲げる法人に該当するものを除く。）同号に掲げる減価償却資産

2 前項に規定する対象資産基準額とは、当該法人の昭和五十三年五月十五日を含む事業年度の直前の事業年度終了の時における確定した決算に基づく貸借対照表に計上されている機械及び装置の帳簿価額のうち特定不況産業に属する事業の用に供されていた機械及び装置に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額（同項の規定の適用を受けようとする事業年度前の各事業年度において事業の用に供した産業転換設備等（その供用年度において特定設備等に該当するものを除く。）につき既に同項の規定の適用を受けている場合には、その適用を受けている当該産業転換設備等の取得價額の合計額に相当する金額を控除した残額）をいう。

3 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において繰越稅額控除限度超過額を有する場合には、当該事業年度の所得に対する法人稅の額から、当該繰越稅額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越稅額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人稅の額の

百分の二十に相当する金額（当該事業年度においてその事業の用に供した産業転換設備等につき第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人稅の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

4 前項に規定する繰越稅額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の前三年以内に開始した各事業年度（当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。）における投資稅額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各事業年度において法人稅の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額）の合計額をいう。

5 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 第三項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人稅法第二條第三十一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越稅額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

7 第一項又は第三項の規定の適用がある場合における法人稅法第二編第一章（同法第七十二條及び第七十四條を同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用について

ては、同法第六十七條第二項中「第七十條の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十條の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第四十二條の四(産業転換設備等)を取得した場合は法人税額の特別控除」と、同法第七十條の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第四十二條の四(産業転換設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」と、「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二條第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第四十二條の四(産業転換設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」の規定を適用」と、同法第七十四條第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第四十二條の四(産業転換設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」とする。

第四十三條第一項中「第八号」を「第七号」に

改め、同項の表の第七号を削り、同表の第八号と同表の第七号とし、同表の第九号を同表の第八号とし、同表の第十号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同表の第九号とする。

第四十四條第一項中「該当するものが」の下に「昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に」を加える。

第四十五條第一項の表の第一号中「又は農村地域工業導入促進法第五條第二項」を「農村地域工業導入促進法第五條第二項に改め、工業導入地区のうち政令で定める地区」の下に「又は特定不況地域中小企業対策臨時措置法第二條第三項に規定する特定不況地域のうち政令で定める地区」を加え、同表の第二号中「又は沖繩振興開発特別措置法第一條第一項の規定により工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区」を削り、「六分の一」を「八分の一」に改め、同表の第三号を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加える。

三 沖繩振興開発特別措置法第一條第一項の規定により工業開発地区として指定された地区のうち政令で定める地区	製造の事業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備	四分の一(建物及びその附属設備については、六分の一)
--	------------------	-------------------------	----------------------------

第四十五條の二の見出し中「中小企業者等の機械」を「中小企業者等の機械等」に改め、同條第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同條第三項中「第一項」と「第二項又は前項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に、その製作後事業の用に供されたことのない医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの(前三條若しくは第一項又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器」と

いう)を取得し、又は医療用機器を製作して、これを当該法人の営む医療保健業の用に供した場合に、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器の取得価額の四分の一に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十五條の三第一項第一号中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、「(当該特定業種のうち繊維工業構造改善臨時措置法第二條第一項に規定する繊維工業に該当する業種を除く。)」を削り、「承認前に中小企業近代化促進法第四條第一項」を「承認前に同項」

に改め、同項第二号中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同條第二項第二号中「昭和五十四年三月三十一日までの期間内に終了する各事業年度」を「含む事業年度からその事業年度開始の日以後五年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度(昭和五十九年三月三十一日以前に終了する各事業年度に限る。)」に改め、同條を第四十五條の四とし、第四十五條の二の次に次の一條を加える。

(産地中小企業者の事業合理化用機械等の特別償却)

第四十五條の三 青色申告書を提出する法人で昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に産地中小企業対策臨時措置法第四條第一項に規定する事業合理化計画(同項に規定する新商品若しくは新技術の開発若しくは企業化、需要の開拓、設備の設置又は事業の転換に關し定められているものに限る。)に係る同項の承認を受けた同法第二條に規定する中小企業者であるものが、当該事業合理化計画を実施する期間として当該事業合理化計画に定める期間(当該期間が五年を超える場合には、当該期間の開始の日から同日以後五年を経過する日までの期間)内に、当該事業合理化計画に定める機械及び装置並びに建物及びその附属設備のうち政令で定めるものでその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(第四十三條から前条まで又はこれらの規定に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「事業合理化用機械等」という。)を取得し、又は事業合理化用機械等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の事業の用に供したときは、その用に供した日を含む事業年度の当該事業合理化用機械等の償却限度額は、法人税法第三十一條第一項の規定にかかわらず、当該事業合理化用機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該事業合理化用機械等の取得価額の四分の一(建物及びその附属設備については、八分の一)に相当する

金額をいう。)との合計額とする。

2 第四十三條第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第四十六條第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第四十七條第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「法人税法の施行地」を「都市計画法第四條第二項に規定する都市計画区域内」に改め、「の当該貸家住宅」の下に「(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十五條の三又は同條に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「同法第三十一條第一項」を「法人税法第三十一條第一項」に改め、同條第二項中「第四十五條」の下に「第四十五條の三」を加える。

第四十八條第一項中「の当該特定備蓄施設等」の下に「(当該事業年度における償却額の計算に關し第四十五條の三又は同條に係る第五十二條の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「(同表の第一号に掲げる石油貯蔵施設については、二分の一)」を削り、同項の表の第一号中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第四十九條第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改める。

第五十條第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第五十一條第二項中「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改める。

第五十一條の二第一項中「工業再配置促進法第五條第一項又は工場立地法第十四條第一項」を「又は工業再配置促進法第五條第一項」に、「移転及び整備」を「及び移転」に改め、同項第五号を削る。

第五十二條第一項に次の一号を加える。

四 産地中小企業対策臨時措置法第三條第一項に規定する振興計画(同項に規定する新商品又は新技術の開発に關し定められているもの

に限る。)に係る同項の承認を受けた同項に規定する産地組合 同法第七条第一項に規定する負担金

第五十二條の二第二項及び第五十二條の三第三項中「第四十五條の三」を「第四十五條の四」に改める。

第五十三條第一項中「各事業年度(解散)を「昭和五十四年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散)に、「(政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券」という)を「のうち株式(政令で定めるものを除くものとし、たな卸をすべきものとして政令で定める株式(第三号及び第四号において「たな卸をすべき株式」という)以外の株式にあつては証券取引所に上場されているものに限る。以下この条において同じ)に、「又は有価証券)を「又は株式」に改め、同項各号を次のように改める。

一 たな卸資産(次号に掲げるものを除く。)については、次のイからホまでに掲げる事業年度の区分に応じ、当該事業年度終了の日における当該たな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額に次のイからホまでに掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額

- イ 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十八・三
- ロ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十八・六
- ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十八・九
- ニ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十九・二
- ホ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十九・六

る等のため価格変動の著しい物品として政令で定めるもの(以下この号において「価格変動の著しい物品」という)については、次のイからヌまでに掲げる事業年度の区分に応じ、当該事業年度終了の日における当該価格変動の著しい物品の帳簿価額の合計額から当該合計額に次のイからヌまでに掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額

- イ 昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十五・四
- ロ 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十五・八
- ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十六・二
- ニ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十六・六
- ホ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十七

- ヘ 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十七・五
- ト 昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十八
- チ 昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十八・五
- リ 昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十九
- ヌ 昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十一日までの間に開始する事業年度 百分の九十九・五

三 たな卸をすべき株式については、前号のイからヌまでに掲げる事業年度の区分に応じ、当該事業年度終了の日における当該株式の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該株式の価額(証券取引所に上場されているものについては、政令で定める価額。次号において同じ)の合計額のうちいずれか少ない金額に前号のイからヌまでに掲げる割合を乗じて計算した金額を控除した金額

法	人	費	用	金	額
情報処理振興事業協会等に關する法律第二条第三項に規定するソフトウェア業(以下この条において「ソフトウェア業」という)を営む法人	同条第二項に規定するプログラム(以下次号までにおいて「プログラム」という)のうち同法第三条第一項第二号に掲げるプログラム及びこれに準ずるものとして政令で定めるプログラム(以下この号において「汎用プログラム」と総称する)の開発に要する費用	当該プログラムの補修に要する費用	当該事業年度における当該プログラムの作成に係る収入金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の〇・五に相当する金額		

第五十六條の七第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「同日前五年前」を「同日四年前」に改める。

第五十六條の八第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第五十六條の九を次のように改める。  
(プログラム準備金)

第五十六條の九 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散(合併による解散を除く。))の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号の中欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該各号の下欄に掲げる金額以下の金額を損金経理の方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む)によりプログラム準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十三條第二項を次のように改める。

2 前項第三号に掲げる金額は、当該株式を証券取引所に上場されている株式とその他の株式とに区分して計算することができる。

第五十四條第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「千分の八・五」を「千分の八・二」に、「千分の十一・五」を「千分の十一・二」に改める。

陥につきその引渡し後において自己の負担により無償で補修を行っているもの

2 前項に規定する法人の各事業年度終了の日に於いて、前事業年度から繰り越されたプログラム準備金の金額(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)のうちその積立てをした事業年度終了の日の翌日から四年を経過したもの(以下この項において「据置期間経過準備金」という。)がある場合には、当該据置期間経過準備金については、その積立てをした事業年度別に区分した各金額ごとに、当該区分した金額の積立てをした事業年度の所得金額の計算上前項の規定により損金の額に算入された当該プログラム準備金として積み立てた金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八で除して計算した金額(当該計算した金額が当該区分した金額を超える場合には、当該区分した金額)に相当する金額を、それぞれ、当該事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項のプログラム準備金を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。この場合において、第三号に掲げる場合に該当するときは、同号に規定するプログラム準備金の金額をその積立てをした事業年度別に区分した各金額のうち、その積立てをした事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

一 ソフトウェア業を廃止した場合 当該廃止の日におけるプログラム準備金の金額

二 解散した場合 当該解散の日におけるプログラム準備金の金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 前項、前二号及び次項の場合以外の場合に於いてプログラム準備金の金額を取り崩した場合同項第二号及び次項の場合に於いてプログラム準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項のプログラム準備金を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告を要する旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消の基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)におけるプログラム準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度の所得金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該プログラム準備金の金額については、前二項及び第七項の規定は、適用しない。

5 第二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

6 第五十三条第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第五十四条第十二項から第十四項までの規定は、第一項のプログラム準備金を積み立てている法人が合併した場合について準用する。この場合において、同条第十四項中「第六項」とあるのは、「第五十六条の九第二項」と読み替へるものとする。

第五十七条の三第一項中「自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第五条に規定する自動車損害賠償責任保険並びに」を削り、「地震保険を除く」の下に「もの」とし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る」を加え、同項に次の一号を加える。

九 森林組合法第一百一条第一項第十三号に掲げる事業を行う森林組合連合会 同法第九十九条第一項において準用する同法第二十条

第五十八条第一項中「及び第四号」を削り、「百分の二十」を「百分の十」とし、同項第四号に掲げる取引によるものについては百分の二十とする。」に改める。

第六十一条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「第六十六条第一項第三号」を「第六十六条第一項第一号」に改め、同項第一号中「ハまで」を「ニまで」に、「超える部分」を「超え一億七千五百万円に達するまで」に改め、同号にニとして次のように加える。

ニ 控除対象留保金額から二分の一控除対象額を控除した残額のうち一億七千五百万円を超える部分の金額 五分の一

第六十一条第一項第二号中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、「三分の一控除対象額を控除した残額」の下に「のうち一億円に達するまでの金額」を加え、同号にハとして次のように加える。

ハ 控除対象留保金額から三分の一控除対象額を控除した残額のうち一億円を超える部分の金額 五分の一

第六十一条第一項第三号中「一億円」を「二億円」に、「四分の一」を「五分の一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額が一億円以上で、かつ、二億円に満たない場合 控除対象留保金額を次のイ及びロに掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれイ及びロに掲げる割合を乗じて計算し

た金額の合計額

イ 二億円から当該事業年度終了の日における繰越利益積立金額を控除した残額(以下この号において「四分の一控除対象額」という。)に相当する金額に達するまでの金額 四分の一

ロ 控除対象留保金額から四分の一控除対象額を控除した残額 五分の一

第六十二条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「四百万円に当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額及び資本積立金額の合計額(資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額)の十分分の二十五に相当する金額を加算した金額」を「二百万円(当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額(資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人については、政令で定める金額。以下この項において同じ。)が千円以下である法人については四百万円とし、当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千円を超え、かつ、五千万円以下である法人については三百万円とする。)」に、「百分の八十五」を「百分の九十」に改める。

第六十三条第三項第四号中「附則第四項」を「同法附則第四項」に改め、「次に掲げる要件」の下に「(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及びロに掲げる要件)」を加え、同項第五号中「次に掲げる要件」の下に「(当該譲渡が政令で定める譲渡に該当する場合には、イ及び前号イに掲げる要件)」を加え、同条第六項第二号を次のように改める。

二 第四十二条の三の規定の適用については、同条第一項中「及び次条」とあるのは、「次条及び第六十三条」とし、第四十二条の四の規定の適用については、同条第一項中「及び前条」とあるのは、「前条及び第六十三条」とする。

第六十四条第六項中「資産については、」の下に「第四十二条の四並びに」を加え、「第四十五条の

二を「第四十五條の三」に改め、並びに第六十六條の五を削る。

第六十五條の四第一項中第十四號を第十五號とし、第十三號を第十四號とし、第十二號を第十三號とし、第十一號の次に次の一號を加える。

十二 石油公団法第十九條第一項第八號に規定する石油の備蓄に必要な施設で政令で定めるものの用に供するために土地等が石油公団に買い取られる場合

第六十五條の四第一項に次の一號を加える。

十六 自然公園法第四十一條に規定する都道府県立自然公園の区域内のうち同法第四十二條第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第十七條第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第二章第四節の規定による規制と同等の規制が行われている地域として環境庁長官が認定した地域内の土地又は自然環境保全法第四十五條第一項に規定する都道府県立自然環境保全地域のうち同法第四十六條第一項に規定する条例の定めるところにより特別地域として指定された地域で、当該地域内における行為につき同法第二十五條第一項に規定する特別地域内における行為に関する同法第四章第二節の規定による規制と同等の規制が行われている地区として環境庁長官が認定した地区内の土地が地方公共団体に買い取られる場合

第六十五條の七第七項中「資産については、」の下に「第四十二條の四並びに」を加え、「第四十五條の二を」第四十五條の三」に改め、「並びに第六十六條の五」を削る。

第六十六條第一項中「みたす」を「満たす」に、「行ない」を「行い」に、「こえる」を「超える」に、「附した」を「付した」に、「附記」を「付記」に改め、同項中第一號及び第二號を削り、第三號を第一號とし、第四號を第二號とし、第五號を第三號とする。

第六十六條の二中「前條第一項第三號」を「前

條第一項第一號」に改める。

第六十六條の三第三項中「みたす」を「満たす」に、「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第六十六條の五を次のように改める。

第六十六條の五 削除

第六十六條の十第一項に次の一號を加える。

四 産地中小企業対策臨時措置法第三條第一項に規定する産地組合 同項の承認に係る振興計画において定められている同項に規定する新商品又は新技術の開発に關して行う試験研究の用に直接供する固定資産

第六十六條の十一中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、「及び新型転換炉」を削る。

二千五百万円以下の金額  
二千五百万円を超え三千万円以下の金額  
三千万円を超え四千万円以下の金額  
四千万円を超え五千万円以下の金額  
五千万円を超える金額

第六十七條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一號を加える。

2 前項に規定する法人が法人税法第七十二條第一項第一號に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項の表中「二千五百万円」とあるのは「二千五百五十万円」と、「三千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二千万円」と、「五千万円」とあるのは「二千五百万円」とする。

第六十七條の四第六項中「資産については、」の下に「第四十二條の四並びに」を加え、「第四十五條の二」を「第四十五條の三」に改め、「並びに第六十六條の五」を削る。

第六十八條の二中「内国法人のうち、円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第四條第一項に規定する認定中小企業者に該当する法人の昭和五十

五年六月一日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

第六十六條の十三第一項中「営む法人が」の下に「、昭和五十四年四月一日から昭和六十八年三月三十一日までの期間内の日を含む」を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は同法第六條第一項に規定する元利補給金」及び「及び元利補給金」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第六十七條第一項中「第二十六條第一項各号に掲げる給付又は医療若しくは助産」を「第二十六條第一項に規定する社会保険診療」に、「金額がある場合」を「金額を有する場合」に、「当該給付又は医療若しくは助産」を「当該社会保険診療」に、「の百分の七十二に相当する金額」を「を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の表を加える。

百分の七十二
百分の七十
百分の六十二
百分の五十七
百分の五十二

二年六月一日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの「を」内国法人で次の各号に掲げる者に該当するものの当該各号に掲げる」に改め、同條に次の各号を加える。

一 円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法第三條第一項の認定を受けた同法第二條に規定する中小企業者 昭和五十二年六月一日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後三年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

二 特定不況地域中小企業対策臨時措置法第三條第一項又は第二項の認定を受けた同法第二條第一項に規定する中小企業者 昭和五十三年十一月二十日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

第七十二條から第七十四條までの規定中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七十四條の二を第七十四條の三とし、第七十四條の次に次の一號を加える。

(既存住宅の所有権の移転登記等の税率の軽減)  
第七十四條の二 昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に個人(自己の所有する家屋に居住していた者で政令で定めるものを除く)が取得した住宅用の家屋(その譲渡をする者がその住宅の用に供していたことがあるもので政令で定めるものに限る。以下この條において「既存住宅」という。)で、当該個人がその住宅の用に供したものの所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の三十とする。

昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に個人が既存住宅の取得をする場合において、その取得をするための資金の貸付け(貸付けに係る債務の保証を含む)が行われるときは、その貸付けに係る債権(当該保証に係る求償権を含む)を担保するために受ける当該既存住宅を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の二・五とする。

第七十五條中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七十六條の二中「昭和五十四年十二月三十一日」を「昭和五十六年十二月三十一日」に改める。

第七十七條の二、第七十八條の二及び第七十八條の三第二項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「千分の六」を「千分の九」に改める。

第七十八條の四中「昭和五十四年三月三十一日」

を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。  
第七十九条第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第八十一条中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同条第三号イ中（当該所得が中小企業近代化促進法第八条第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の六〇）を削り、同号ロ中（当該所得が中小企業近代化促進法第八条第二項又は第三項の規定による承認に係るものである場合には、千分の四）を削る。

2 特定船舶製造業安定事業協会が特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三十三号）第三十条第一項の規定による認可に係る同項に規定する業務実施計画に基づき同法第二十九条第一項第一号の規定により買収した土地及び家屋の所有権の移転の登記については、大蔵省令で定めるところにより昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に登記を受けるものに限る、その登記に係る登録免許税の税率は、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の十六とする。

第八十八条の四の見出し中「低公害乗用自動車等」を「電気乗用自動車」に改め、同条第二項を削り、同条第二項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項を同条とする。

第八十九条第二項中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十四年五月三十一日」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 昭和五十四年六月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額は、揮発油税法第九条及び地方道路税法第四条の規定にかかわらず、揮発油一キロリットルにつき、揮発油税にあつては四万五千六百円の税率により計算

した金額とし、地方道路税にあつては八千二百円の税率により計算した金額とする。  
第八十九条に次の一項を加える。  
6 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七条第二項、第九条第二項、第十条第一項、第十二条第三項及び第十三条第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「五百三十八分の八十二」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「五百三十八分の四百五十六」として、これらの規定を適用する。

第九十条の三第一項中「昭和五十四年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。  
第九十条の五第三項中「道路運送車両法」の下に「（昭和二十六年法律第百八十五号）」を加える。

附則  
（施行期日）  
第一条 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の三の次に一条を加える改正規定、第十八条第一項に一号を加える改正規定、第四十五条の二の次に一条を加える改正規定、第五十二条第一項に一号を加える改正規定及び第六十六条の十第一項に一号を加える改正規定は、産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第 号）の施行の日から施行する。

（所得税の特例に関する経過措置の原則）  
第二条 改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十四年分以後の所得税について適用し、昭和五十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。  
（特殊の外貨借入金等の利子の非課税に関する経過措置）  
第三条 新法第七条の二の規定は、国若しくは日本銀行又は同条に規定する外国為替公認銀行が、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に借り入れ、又は預入を受ける同条に規定する借入金又は預り金につき支払う同条に

規定する利子について適用し、国又は日本銀行が施行日前に借り入れ、又は預入を受けた改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第七条の二第一号に規定する借入金又は預り金につき支払う同号に規定する利子及び同条第二号に規定する外国為替公認銀行その他政令で定める内国法人が施行日前に借り入れ、又は預入を受けた同号に規定する借入金又は預り金につき支払う同号に規定する利子並びに内国法人が施行日前に借り入れた同条第三号に規定する借入金につき支払う同号に規定する利子については、なお従前の例による。  
（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置）  
第四条 新法第八条第二項の規定は、同項に規定する証券業者等が施行日以後に受けるべき同項に規定する利子について適用し、当該証券業者等が施行日前に支払を受けるべき当該利子については、なお従前の例による。  
（特定機械設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）  
第五条 旧法第十条の二第一項に規定する個人が施行日前に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下次条までにおいて同じ。）をした同項に規定する特定機械設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における所得税については、旧法第十条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次条から」とあるのは「次条（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年改正法」という。）附則第五条第二項及び第三項並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第六条第一項を含む。）から」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる個人」とあるのは「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる個人又は昭和五十四年改正法附則第六条第一項に規定する

個人」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる減価償却資産又は昭和五十四年改正法附則第六条第一項に規定する減価償却資産」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法による改正後の租税特別措置法第十条の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、同条第六項中「租税特別措置法第十条の二第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十条の二、第二十八条の三、第三十三条の六及び第三十七条の三の規定の適用については、新法第十条の二第一項中「百分の二十に相当する金額を超える」とあるのは「百分の二十に相当する金額（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額）を超える」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項若しくは第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三第

個人」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる減価償却資産又は昭和五十四年改正法附則第六条第一項に規定する減価償却資産」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項若しくは第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三第

個人」と、「第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産」とあるのは「第二号若しくは第四号から第六号までに掲げる減価償却資産又は昭和五十四年改正法附則第六条第一項に規定する減価償却資産」と、同条第二項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十条の二第一項若しくは第二項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第二十八条の三第



十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十六條まで」とあるのは、「第十六條まで並びに昭和五十四年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第六條 旧法第十一條第一項の表の第七号に掲げる個人が、施行日前に同号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をする当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第十二條の二から第十四條まで、第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十條の二第一項中「次条から」とあるのは「次条(昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。)」から」と、新法第十二條の二第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。)」と、新法第十二條の三第一項及び第二項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。)」と、新法第十二條の四第一項、第十三條第一項、第十三條の二第一項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。)」と、新法第二十八條の三第三十一項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十条の二から」とあるのは「第十条の二、第十一條(昭和五十四年改正法附則第六條第一項を含む。)」から」とする。

3 新法第十二條の二第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例によ

る。この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第十二條の二第一項の表の第三号及び第四号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4 新法第十四條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四條第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 旧法第十六條の二第一項第五号に掲げる個人が昭和五十四年三月三十日以前に同号に掲げる認定を受けた場合における当該個人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)

第七條 旧法第二十條の二第一項に規定する個人が昭和五十三年において同項の規定により積み立てたプログラム保証準備金の金額の事業所得に係る総収入金額への算入については、新法第二十條の二第二項から第四項まで及び第六項の規定の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)

第八條 新法第二十一條第一項に規定する個人の昭和五十四年分の事業所得に係る総収入金額のうち同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五(次項第三号)とあるのは「昭和五十四年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額」と同項四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額

の百分の三十五(同項第三号)と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)

第九條 新法第二十八條の四第二項の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例に関する経過措置)

第十條 医業又は歯科医業を営む個人が、昭和五十四年において新法第二十六條第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合には、昭和五十四年分の所得税に係る同項の規定の適用については、同項の表の下欄中「百分の七十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の六十二」とあるのは「百分の六十四・五」と、「百分の五十七」とあるのは「百分の六十・七五」とする。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)

第十一條 旧法第二十八條の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十二年において生じた同項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第四百四條又は旧法第二十八條の五第二項の規定により適用される所得税法第四百四一條の規定による所得税の還付の請求については、なお従前の例による。

2 新法第二十八條の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者(円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第二号)第三條第一項の認定を受けた者を除く。の昭和五十三年において生じた新法第二十八條の五第一項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法第四百四條又は新法第二十八條の五第二項の規定により適用される

所得税法第四百四一條の規定による所得税の還付の請求については、これらの規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

3 前項の場合において、同項に規定する居住者の昭和五十三年において生じた同項に規定する純損失の金額につき既に所得税法第四百四條又は第四百四一條の規定による所得税の還付の請求をしている居住者(新法第二十八條の五第二項に規定する相続人を含む。次項において同じ。)については、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

4 前項の規定に該当する居住者で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第二項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第十二條 新法第二十九條の三の規定は、施行日以後に支払うべき同条に規定する恩給について適用し、施行日前に支払うべき当該恩給については、なお従前の例による。

2 新法第四十一條の十四第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十條の規定は、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日(施行日以後である場合)については適用し、その年最後に同条に規定する給与等の支払をする日(施行日前である場合)については、なお従前の例による。

3 新法第四十一條の十四第二項の規定により読み替えられた所得税法第九十條第一項の規定は、施行日以後に提出する同条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置)

第十三條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第十四條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第十五條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第十六條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第十七條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第十八條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第十九條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十一條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十二條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十三條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十四條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十五條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十六條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十七條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十八條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第二十九條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第三十條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第三十一條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第三十二條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第三十三條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第三十四條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第三十五條 有価証券の譲渡による所得の課税の特例に関する経過措置

第十三条 新法第三十七条の五の規定は、施行日以後に行われる同条第一項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得が同項第一号又は第二号に掲げる所得に該当する場合の施行日以後に行われる同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得について適用し、施行日以前に行われた同項第一号に規定する株式若しくは出資の譲渡又は同項第二号に規定する株式の売買に係る所得については、なお従前の例による。

(住宅貯蓄控除に関する経過措置)

第十四条 新法第四十一条の三第三項第二号ホの規定は、施行日以後に締結する同項の規定による同項に規定する財形住宅貯蓄契約について適用し、施行日以前に締結した旧法第四十一条の三第三項の規定による同項に規定する財形住宅貯蓄契約については、なお従前の例による。

(法人税の特例に関する経過措置)

第十五条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第十六条 旧法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる法人が、施行日以前に同号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条、附則第二十一条及び第三十条において同じ。)をする当該減価償却資産については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における新法第四十二条の四、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第五十一条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用に

ついては、新法第四十二条の四第一項中「次条から」とあるのは「次条(昭和五十四年改正附則第十六条第一項を含む)から」と、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む)。」と、新法第四十五条の二第一項及び第三項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む)。」と、新法第四十五条の三第一項、第四十五条の四第一項、第四十六条第一項、第四十七条第二項、第四十九条第一項、第五十条第一項、第五十一条第二項、第五十一条の二第二項、第六十四条第六項(第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む)、第六十五条の七第七項(第六十五条の八第七項において準用する場合を含む)及び第六十七条の四第六項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条(昭和五十四年改正法附則第十六条第一項を含む)。」とする。

3 新法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日以前に取得等をした旧法第四十五条第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

この場合において、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新法第四十五条第一項の表の第三号及び第四号に掲げる地区内で取得等がされる同項に規定する工業用機械等に対する同項の規定の適用については、同表の第三号中「四分の一」とあるのは「三分の一」と、「六分の一」とあるのは「五分の一」と、同表の第四号中「三分の一」とあるのは「二分の一」と、「五分の一」とあるのは「四分の一」とする。

4 新法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する貸家住宅について適用し、法人が施行日以前に取得又は新築をした旧法第四十七条第一項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

5 新法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する特定備蓄施設等について適用し、法人が施行日以前に取得又は建設をした旧法第四十八条第一項に規定する特定備蓄施設等については、なお従前の例による。

6 旧法第五十一条の二第一項第五号に掲げる法人が昭和五十四年三月三十日以前に同号に掲げる認定を受けた場合における当該法人の同項に規定する事業転換施設等については、なお従前の例による。

7 新法第五十二条第一項第四号の規定は、法人が産地中小企業対策臨時措置法の施行の日以後に支出する同号に規定する負担金について適用する。

(法人の準備金に関する経過措置)

第十七条 新法第五十三条第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度(当該事業年度が解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業年度である場合を除く。)の日を以て「改正事業年度」という。以下次項までにおいて「改正事業年度」という。において益金算入猶予準備金額を有する場合における当該益金算入猶予準備金額に係る旧法第五十三条第三項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入猶予準備金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを二十四で除して算出した金額(当該金額が当該各事業年度終了の日における益金算入猶予準備金額(益金算入猶予準備金額から同日までに第三項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は同日前に終了した事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額を控除した金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を超える場合には、当該益金算入猶予準備金額)に相当する金額を当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項に規定する益金算入猶予準備金額とは、改正事業年度の直前の事業年度終了の日において有する旧法第五十三条第一項の価格変動準備金の金額のうち同項第一号ロに規定する有価証券で株式以外のもの及び同項第二号に規定する有価証券で証券取引所に上場されている株式以外のものに係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用を受けている法人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合、その承認の取消しの原因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日)における益金算入猶予準備金額

二 解散した場合、その解散の日における益金算入猶予準備金額(合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。)

三 第一項及び前二号の場合以外の場合において益金算入猶予準備金額を取り崩した場合、その取り崩した日における当該益金算入猶予準備金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 新法第五十三条第一項に規定する法人が合併をした場合における第一項に規定する益金算入猶予準備金額の処理その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 新法第五十四条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において積み立てられる中



あるのは「法人税の額の百分の二十に相当する金額（昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五第一項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該金額」とあるのは「控除される金額がある場合又は昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六条の五第一項若しくは第二項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額」と、新法第六十四条第六項（第六十四条の二第六項及び第六十五条第六項において準用する場合を含む）、第六十五条の七第七項（第六十五条の八第七項において準用する場合を含む）及び第六十七条の四第六項中「第五十二条の三第一項」とあるのは「第五十二条の三第一項並びに昭和五十四年改正法附則第二十一条第一項」とする。

（鉱工業技術研究組合等の所得計算に関する経過措置）

第二十二條 新法第六十六条の十第一項第四号の規定は、法人が産地中小企業対策臨時措置法の施行の日以後に取得又は製作をする同号に規定する固定資産について適用する。

（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第六十八条の二第二号に掲げる内国法人の昭和五十三年十一月二十日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二十条第二号に規定する欠損金額に係る新法第六十八条の二の規定により読み替えられた法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から

四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

2 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一条第一項の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかったものとみなして、前項の規定を適用することができる。

3 前項の規定に該当する内国法人で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金の額のうち第一項に規定する還付の請求に基づく還付金の額に達するまでの金額は、同項に規定する還付の請求に基づく還付金の内私とみなす。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十四條 新法第七十七条の二の規定は、同条の農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受けて同条の土地をその耕作又は養畜の用に供する場合における当該土地の所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該農業生産法人が施行日前に当該出資を受けて当該土地をその耕作又は養畜の用に供した場合における当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十八条の二の規定は、同条の生産森林組合又は農業生産法人が施行日以後に同条に規定する出資を受ける場合における当該出資による所有権、地上権、永小作権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該生産森林組合又は農業生産法人が施行日前に当該出資を受けた場合における当該出資によるこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十八条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が取得する同項に規定する土地を当該事業協同組合等の組合員又は所屬員たる同項に規定する中小企業

者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に当該事業協同組合等が取得した当該土地を当該中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第八十一条第三号の規定（中小企業近代化促進法第八号第二項又は第三項の規定に係る部分に限る）は、施行日以後にされる中小企業近代化促進法第八号第二項又は第三項の規定による承認に係る同号に掲げる事項につき受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされた当該承認に係る当該事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（物品税の特例に関する経過措置）

第二十五條 物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出され、又

は保税地域から引き取られたもので、同項の規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係ることの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方道路税の特例に関する経過措置）

第二十六條 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により揮発油税及び地方道路税の免除を受けて昭和五十四年六月一日前に揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油（揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む）をいう。以下この条において同じ。）について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九条第三項の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徴 の 規 定
揮発油税法第十四条の二第一項	同法第十四条の二第七項
揮発油税法第十六条の四第一項	同法第十六条の四第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第十一条第一項	同法第十一条第三項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第一項	同法第十三条第三項において準用する関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の二第一項	同法第九十条の二第二項において準用する揮発油税法第十四条の二第七項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する

法律（昭和二十七年法律第百一十一号）第十條第一項（日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に關する協定の実施に伴う關税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第百一十二号）第七條（日本国における國際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三條第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六條

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う關税法等の臨時特例に關する法律（昭和二十九年法律第百一十二号）第二條

2 昭和五十四年六月一日前に揮発油の製造場から移出された揮発油で、揮発油税法第十四條第三項（同法第十五條第三項及び第十六條の第三項並びに租税特別措置法第九十條第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る期限が同日以後に到来するものに限る。）について、当該期限までに揮発油税法第十四條第三項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の税額については、新法第八十九條第三項の規定を適用する。

3 昭和五十四年六月一日において、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所（沖縄県の区域内の場所を除く。）で揮発油（揮発油税法第十六條第一項又は第十六條の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）を所持する揮発油の製造者又は販売業者がある場合において、その数量（二以上の場所所持する場合には、その合計数量）が五キロリットル以上であるときは、当該揮発油については、その者が揮発油の製造者でないときはこれを揮発油の製造者とみなし、同日に当該揮発油をその製造場から移出したものとみなして、一キロリットルにつき、九千五百円の揮発油税及び千六百円の地方道路税を課する。

4 前項の場合においては、税務署長は、揮発油税にあわせて地方道路税を徴収する。この場合において、税務署長は、その所轄区域内に所在する同一人の貯蔵場所にある揮発油に係る揮発油税額及び地方道路税額を合算し、当該合算した額の揮発油税及び地方道路税を、昭和五十四年七月から十一月までの各月に等分して、それぞれその月の末日を納期限として、徴収する。

5 第三項の規定による揮発油税及び地方道路税については、地方道路税法第七條第二項、第九條第二項、第十條第一項、第十二條第三項及び第十三條第一項中「二百八十七分の四十四」とあるのは「百七十分の十六」と、「二百八十七分の二百四十三」とあるのは「百七十分の九十一」として、これらの規定を適用する。

6 第三項に規定する者は、同項の規定に該當する揮発油の貯蔵場所並びに当該場所ごとの当該揮発油の所持数量及び課税標準数量（当該所持数量から揮発油税法第八條第一項の規定により控除される数量を控除した数量をいう。）を記載した申告書を、昭和五十四年六月一日から一月

以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

7 次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる揮発油の製造者が、政令で定めるところにより、当該揮発油が第三項の規定による揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき、当該揮発油の戻入れ又は移入に係る揮発油の製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該揮発油税額及び地方道路税額は、揮発油税法第十七條及び地方道路税法第九條の規定に準じて、当該揮発油につき当該揮発油の製造者が納付した、又は納付すべき揮発油税額及び地方道路税額（第二号に該當する場合には、同号に規定する他の揮発油の製造場からの移出により納付された、若しくは納付されるべき又は保税地域からの引取りにより納付された、若しくは納付されるべき若しくは徴収された、若しくは徴収されるべき揮発油税額及び地方道路税額）にあわせて、その者に係る揮発油税額及び地方道路税額から控除し、又はその者に還付する。

一 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油で、第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該製造場に戻し入れられた場合、同項の規定の適用がないものとした場合における当該揮発油の製造者

二 前号に該當する場合を除き、揮発油の製造者が、他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油で第三項の規定により揮発油税額及び地方道路税額を徴収された、又は徴収されるべきものを揮発油の製造場に移入し、当該揮発油をその移入した製造場から更に移出した場合、当該揮発油の製造者

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）附則第六條第四項を含む。）とする。

附則第十一條第四項中「租税特別措置法第六十六條の五」の下に、「昭和五十四年新法第四十二條の四又は昭和五十四年改正法附則第二十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第六十六條の五」を加え、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一号を加える。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第十二條の四の規定の適用については、同條第一項中「第十一條」とあるのは、「第十一條（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）附則第六條第四項を含む。）」とする。

附則第六條第四項中「租税特別措置法第十條の二」の下に、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第 号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正後の租税特別措置法（第六項並びに附則第十一條第四項及び第六項において「昭和五十四年新法」という。）第十條の二又は昭和五十四年改正法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる昭和五十四年改正法による改正前の租税特別措置法第十條の二」を加え、同條第六項を同條第七項とし、同條第五項の次に次の一号を加える。

6 第四項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第四十五條の四の規定の適用

第二十七條 租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）の一部を次のよ

については、同条第一項中「第四十三条」とあるのは、「第四十三条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第九号) 附則 第二十一条第四項を含む。）」とする。

第二十九条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五條中第十三項を第十四項とし、第五項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第一号)以下「昭和五十四年改正法」という。)による改正後の租税特別措置法(以下この項及び附則第十四条第五項において「昭和五十四年新法」という。)第十条の二及び第十二条の四の規定の適用については、昭和五十四年新法第十条の二第一項中「次条から」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)第十二条の四第一項において「昭和五十三年改正法」という。)附則第五條第二項を含む。」からとし、昭和五十四年新法第十二条の四第一項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項を含む。）」とする。

附則第十四条中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における昭和五十四年新法第四十二条の四及び第四十五条の四の規定の適用については、昭和五十四年新法第四十二条の四第一項中「次条から」とあるのは「次条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第十一号)第三十二条 附則第二十九条の規定による改正後

の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十三年改正法」という。))附則第五條第二項及び第三項を含む。）」とする。

一 号。第四十五条の四第一項において「昭和五十三年改正法」という。附則第十四条第二項を含む。からとし、昭和五十四年新法第四十五条の四第一項中「第四十三条」とあるのは「第四十三条(昭和五十三年改正法附則第十四条第二項及び第三項を含む。）」とする。

第三十条 個人が施行日前に取得等をした附則第二十七条の規定による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律(次項において「改正前の昭和五十一年改正法」という。)附則第三条第三項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に取得等をした改正前の昭和五十一年改正法附則第十条第五項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 附則第二十八条の規定による改正後の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十二年改正法」という。))附則第六条第四項及び第六項の規定は、個人が施行日以後に同条第四項に規定する機械その他の設備をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に当該機械その他の設備をその事業の用に供した場合においては、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十二年改正法附則第十一条第四項及び第六項の規定は、法人が施行日以後に同条第四項に規定する機械その他の設備をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に当該機械その他の設備をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

第三十二条 附則第二十九条の規定による改正後

の租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(次項において「改正後の昭和五十三年改正法」という。))附則第五条第五項の規定は、個人が施行日以後に同条第二項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、個人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 改正後の昭和五十三年改正法附則第十四条第五項の規定は、法人が施行日以後に同条第二項及び第三項に規定する減価償却資産をその事業の用に供する場合について適用し、法人が施行日前に当該減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(工場立地法の一部改正)

第三十三条 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第三十四条 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第三十一条の下に」(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。))を、「租税特別措置法第三十一条第一項の下に」(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。))を加える。





昭和五十四年三月八日印刷

昭和五十四年三月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W